

第2章 事業実施区域及びその周囲の概況

2.1 調査対象地域の設定

事業実施区域及びその周囲の概況に係る調査対象地域は、神戸市北区及び三田市のうち、図 2.1-1 に示す範囲を対象とし、既存資料の収集・整理を行った。なお、統計資料等については、神戸市全域及び神戸市北区、三田市全域を対象とした。

また、景観の状況については、図 2.1-2 に示す範囲を対象とした。



図 2.1-1 調査対象地域の範囲



図 2.1-2 調査対象地域の範囲（景観）

2.2 地域の自然的状況

2.2.1 地象

(1) 地形

事業実施区域及びその周囲における地形分類図は、図 2.2-1 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、「小起伏丘陵」、「中位段丘下位」、「氾濫原・谷底平野」、「人工改変地」等が分布している。

事業実施区域の地形分類は、「小起伏丘陵」及び「氾濫原・谷底平野」となっている。

(2) 地質

事業実施区域及びその周囲における表層地質図は、図 2.2-2 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、「泥・シルト・砂・礫からなる堆積物」、「段丘堆積物」、「凝灰岩の多い地層」、「砂岩の多い地層」、「主として礫岩・砂岩から成る地層」が分布している。

事業実施区域の表層地質は、「泥・シルト・砂・礫からなる堆積物」及び「砂岩の多い地層」となっている。

(3) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定基準は、表 2.2-1 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲に、重要な地形及び地質は存在しない。

表 2.2-1 重要な地形及び地質の選定基準

選定基準となる法律・文献等	
①	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号） 「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号） 「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号） 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 （平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号） 「三田市文化財保護条例」（平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号）
②	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集 - 危機にある地形 - 」 （平成 12 年、小泉武栄・青木賢人編） 「日本の地形レッドデータブック 第 2 集 - 保存すべき地形 - 」 （平成 14 年、小泉武栄・青木賢人編）
③	「第 3 回自然環境保全基礎調査自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
④	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」 （平成 23 年、兵庫県）

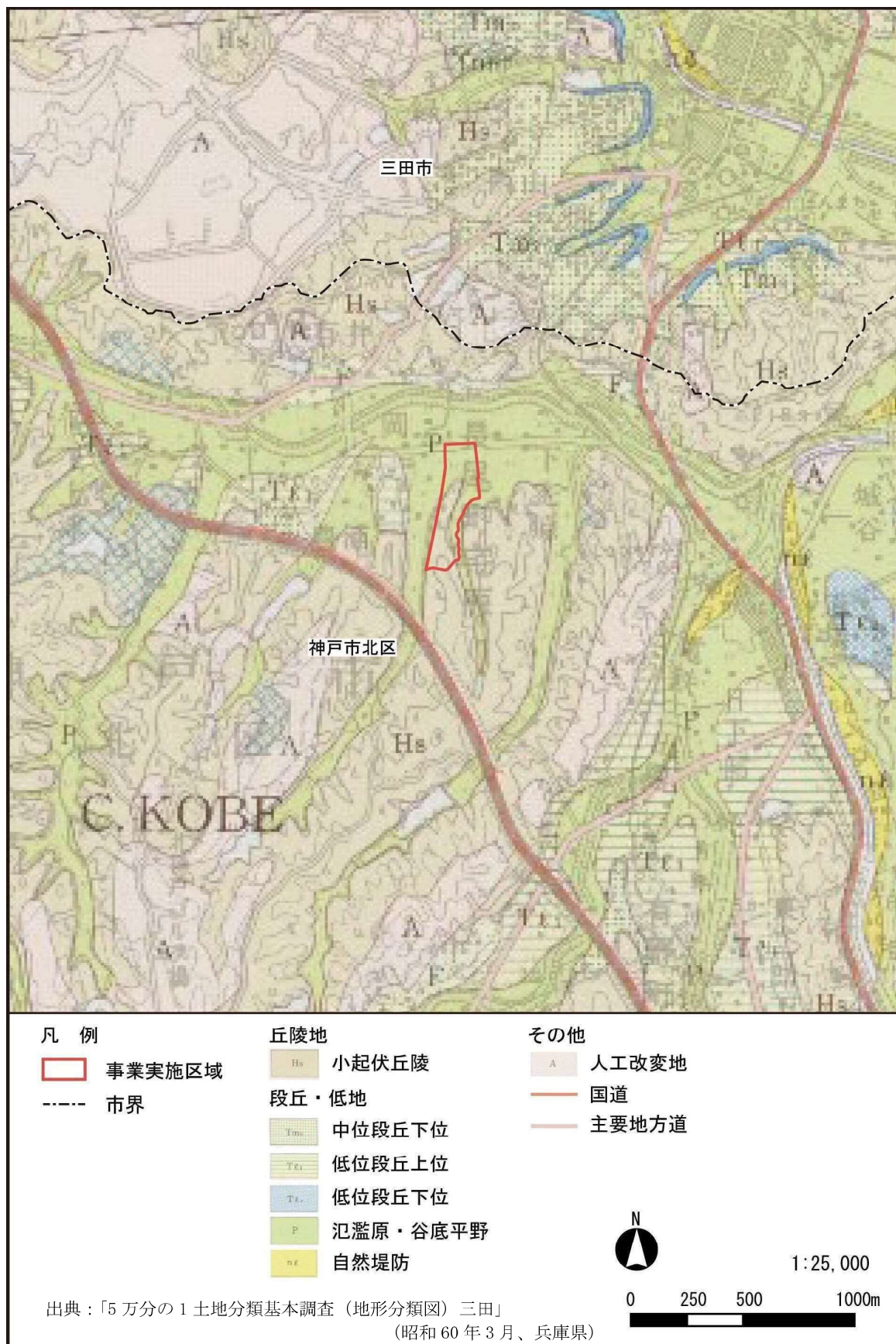


図 2.2-1 地形分類図



図 2.2-2 表層地質図

2.2.2 水象

(1) 河川

事業実施区域及びその周囲における河川の状況は、図 2.2-3 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、長尾川、有野川等の二級河川と長野川、鹿ノ子川等のその他の河川が流れている。それぞれの河川は、有馬川に流入したのち、武庫川に合流する。

事業実施区域は長尾川流域に位置し、事業実施区域の北側には鹿ノ子川が流れている。

(2) 湖沼・ため池

事業実施区域及びその周囲におけるため池の状況は、図 2.2-3 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、ため池が多数存在し主に農業用として利用されている。

なお、事業実施区域及びその周囲に、湖は存在しない。

(3) 湧水

「湧水保全ポータルサイト」（環境省 HP 2025 年 1 月閲覧）によると、事業実施区域及びその周囲に、「名水百選」、「平成の名水百選」及び「代表的な湧水」に選定されている湧水は存在しない。

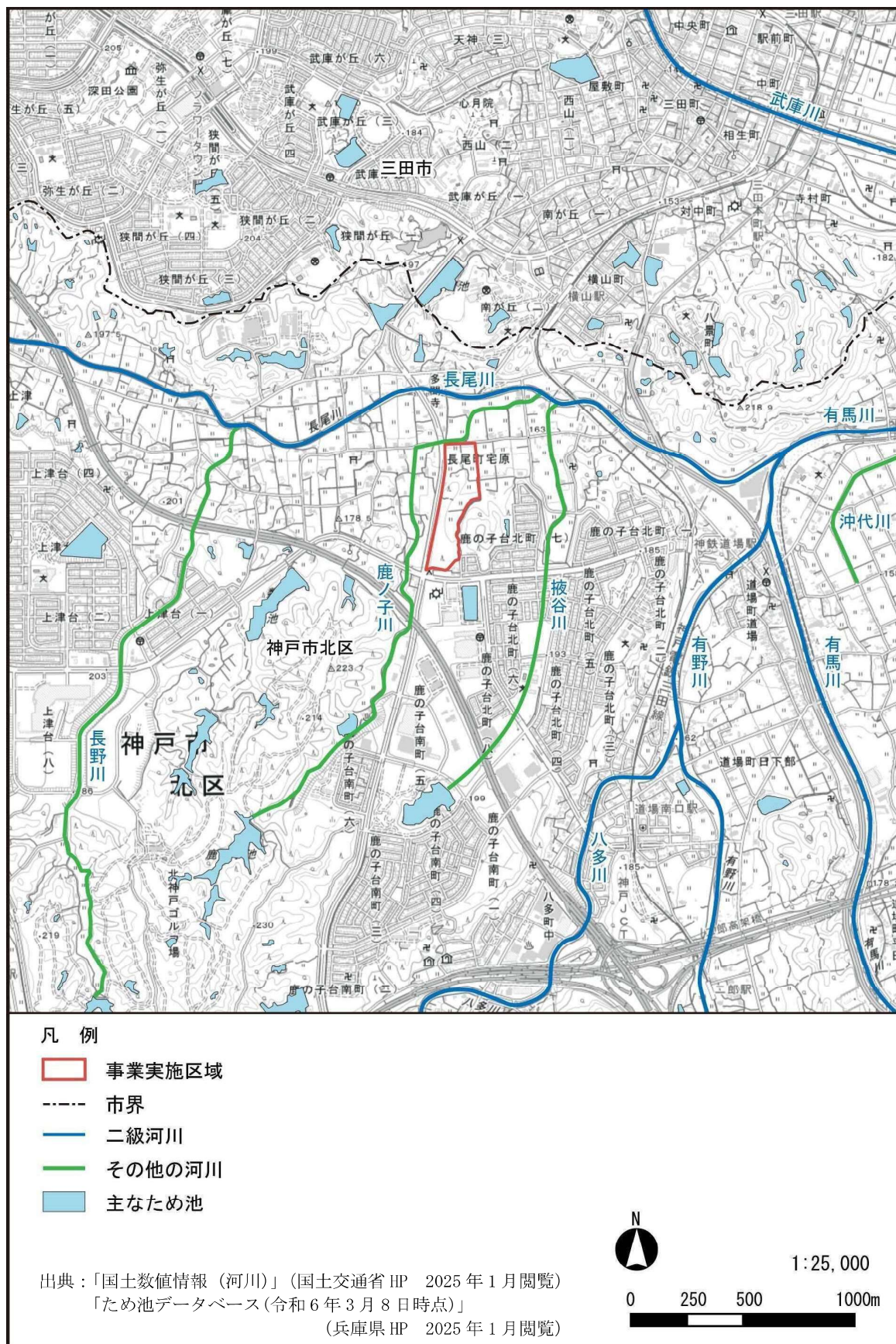


図 2.2-3 河川及びため池の状況

2.2.3 気象

(1) 気象の区分

事業実施区域が位置する兵庫県は、北部は日本海、南部は瀬戸内海に面している。兵庫県のほぼ中央を東西に横切る中国山地を境に、北側は冬に降水量の多い日本海岸気候区に、南側は乾燥した晴天が続く、雨も少なく温和な気候の瀬戸内気候区に分けられる。

事業実施区域は、兵庫県南東部に位置し、温暖・少雨が特徴の瀬戸内気候区に区分される。

雨が少なく湿度が低いため乾燥し、暑さや寒さも比較的しのぎやすくなっている。特に冬季は少雨・多照が特徴となっている。

(2) 気象の概要

事業実施区域の最寄りの気象観測所である三田地域気象観測所の位置は図 2.2-4 に、令和 2 年から令和 6 年の気象の状況は表 2.2-2 に示すとおりである。

過去 5 年間の日平均気温は 14.4～15.5℃、降水量は 1,010.5～1,528.0mm、平均風速は 2.0～2.3m/s、年間最多風向は北北西、日照時間は 1,942.5～2,154.9 時間となっている。

表 2.2-2 気象の概況（三田地域気象観測所）

年	気温（℃）			降水量（mm）			風速（m/s）		年間最多 風向	日照時間 (h)
	日平均	最高	最低	合計	日最大	1 時間 最大	平均	最大 風速		
令和 2 年	14.7	37.0	-5.8	1,356.0	74.0	43.0	2.1	13.8	北北西	1,942.5
令和 3 年	14.6	36.5	-10.1	1,528.0	108.5	42.0	2.1	13.1	北北西	1,668.9]
令和 4 年	14.4	37.1	-7.5	1,010.5	54.5	24.5	2.0	14.8	北北西	2,117.7
令和 5 年	14.9	37.6]	-8.2	1,243.0	105.5	39.0	2.2	13.8	北北西	2,154.9
令和 6 年	15.5	37.4	-6.4	1,348.5	132.5	47.0	2.3	13.9	北北西	1,998.9

注）]：令和 3 年の日照時間及び令和 5 年の気温の最高値は、資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。）となっている。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP 2025 年 1 月閲覧）



図 2.2-4 気象観測所の位置

2.2.4 植物

事業実施区域及びその周囲における植物の状況を把握するため、表 2.2-3 に示す文献を整理した。

表 2.2-3 文献一覧

No.	文献・資料名	発行	発行年・閲覧時期
1	「(仮称) 神戸北ゴルフクラブ建設事業環境影響評価書」	新和開発株式会社	平成 12 年 9 月
2	「(仮称) 神戸山田太陽光発電事業に係る環境影響評価書」	BayWar. e. Japan 株式会社	令和元年 10 月
3	「神戸市で確認された動植物一覧(2020 年度)」	神戸市 HP	2025 年 1 月閲覧
4	「第 6～7 回自然環境保全基礎調査(植生調査)」	環境省 HP	2025 年 1 月閲覧

(1) 植物相

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における植物の確認状況は、表 2.2-4 に示すとおりであり、67 目 184 科 2,201 種が確認されている。

表 2.2-4 文献により確認された植物

分類	確認種数	主な確認種
藻類	2 目 2 科 3 種	タンスイベニマダラ、シャジクモ、ハデフラスコモ
シダ植物	13 目 28 科 218 種	トウゲシバ、ヒメクラマゴケ、ミズニラ、オオハナワラビ、マツバラン、ヤシャゼンマイ、ヒメコケシノブ、ウラジロ、デンジソウ、キジノオシダ、コバノイシカグマ、ホラシノブ、ヒメミズワラビ 等
種子植物	52 目 154 科 1,980 種	タチドコロ、アギナシ、ヤマノイモ、ウバユリ、ハナニラ、ホテイアオイ、イグサ、コヌカグサ、マダケ、ヒメカンスゲ、イチリンソウ、アオツヅラフジ、アワブキ、ツゲ、マンサク、ユキノシタ、アマヅル、ネムノキ、メドハギ、アキニレ、ヤブマオ、ヤマブキ、ムクノキ、スダジイ、ムラサキカタバミ、タチヤナギ、スマレ、アカバナ、ハゼノキ、ゼニアオイ、イヌガラシ、ヤナギタデ、ノリウツギ、センブリ 等
合計	67 目 184 科 2,201 種	—

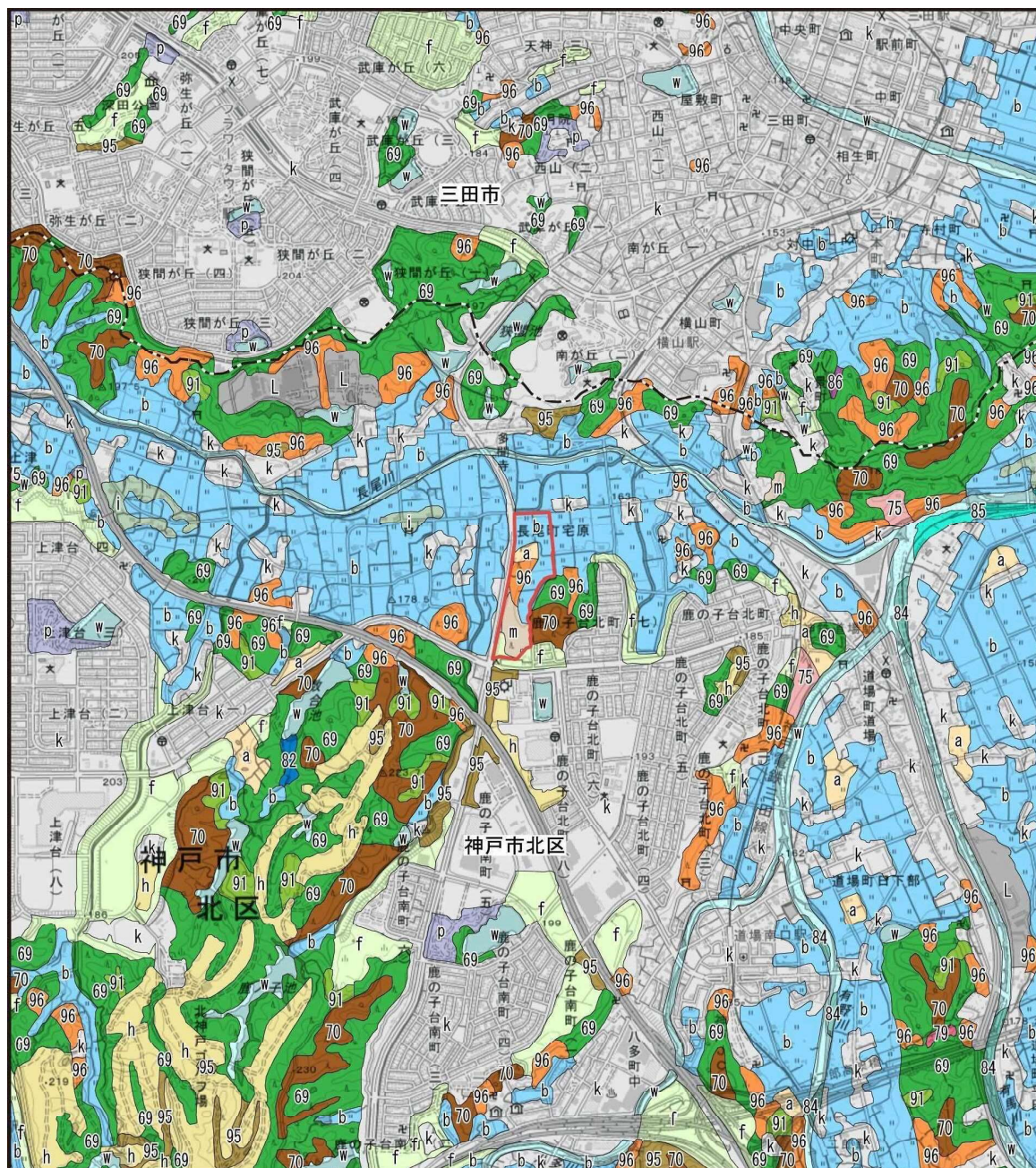
注) 確認種の一覧は、資料編(資料 1 植物の確認種一覧)を参照。

(2) 植生

事業実施区域及びその周囲における現存植生図は、図 2.2-5 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲の植生は、水田雑草群落と市街地の占める割合が大きく、その中にアベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、竹林、路傍・雑草群落、ゴルフ場・芝地等が分布している。

事業実施区域の植生は、水田雑草群落、畑雑草群落、竹林、造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。



凡 例

事業実施区域

市界

アベマキ・コナラ群集

モチツツジ・アカマツ群集

クス群落

伐採跡地群落 (Ⅶ)

ヨシクラス

ツルヨシ群集

85 オギ群集

86 ヒルムシロクラス

91 スギ・ヒノキ・サワラ植林

95 その他植林

96 竹林

a 畑雑草群落

b 水田雑草群落

f 路傍・空地雑草群落

h ゴルフ場・芝地

i 緑の多い住宅地

k 市街地

L 工場地帯

m 造成地

p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

w 開放水域



1:25,000

0 250 500 1000m

出典:「第6~7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」

(環境省HP 2025年1月閲覧)

図 2.2-5 現存植生図

(3) 重要な植物及び植物群落等

① 重要な植物

ア. 重要な植物の選定基準

重要な植物の選定基準は、表 2.2-5 に示すとおりである。

表 2.2-5 重要な植物の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号) 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号) 「三田市文化財保護条例」 (平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：兵庫県指定天然記念物 市天：神戸市指定天然記念物 三田市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号)	郷土：郷土記念物
④	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成 29 年 10 月 10 日神戸市条例第 7 号)	希少：希少野生動植物種
⑤	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	「兵庫県版レッドデータブック 2020 (植物・植物群落)」 (令和 2 年、兵庫県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク LE：地域絶滅危惧種 (淡水藻類・海藻類のみが対象。) 調：要調査
⑦	「神戸の希少な野生動植物ー神戸版レッドデータ 2020」 (令和 3 年、神戸市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

イ. 重要な植物

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な植物の確認状況は、表 2.2-6 に示すとおりであり、49 目 116 科 515 種が確認されている。

表 2.2-6(1) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準										
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦				
1	紅藻類	紅藻綱	ベニマダラ目	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ	1					NT	C				
2	車軸藻類	車軸藻綱	シャジクモ目	シャジクモ科	シャジクモ	2					VU	C				
3					ハデフラスコモ	2					CR+EN	A				
4	シダ植物門	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ科	ミズスギ	3						C	B				
5				ヤチスギラン	3						EX	今				
6				マンネンスギ	3						B	今				
7				イワヒバ目	イワヒバ科	イヌカタヒバ	3					VU				
8			ミズニラ目	ミズニラ科	ミズニラ	3					NT	C	A			
9	シダ植物門 大葉シダ綱	ハナヤスリ目	ハナヤスリ科	アカハナワラビ	3							B	A			
10				ナツノハナワラビ	3								B			
11				コヒロハハナヤスリ	2,3								C			
12				コハナヤスリ	3								B			
13				ヒロハハナヤスリ	3								B	A		
14				マツバラン目	マツバラン科	マツバラン	3						NT	B	A	
15				ゼンマイ目	ゼンマイ科	ヤシヤゼンマイ	1,3					希少		B	A	
16						ヤマドリゼンマイ	1,3							C	B	
17				コケシノブ目	コケシノブ科	アオホラゴケ	3								B	
18						ヒメコケシノブ	3							A	A	
19						コハイホラゴケ	3								B	
20				サンショウモ目	デンジソウ科	デンジソウ	3					希少	VU	A	A	
21					サンショウモ科	サンショウモ	3						VU	A	A	
22				ウラボシ目	コバノイシカグマ科	オウレンシダ	3							B	C	
23						イシカグマ	3								C	B
24					イノモトソウ科	ハコネシダ	3									C
25						ヒメミズワラビ	3								C	C
26						シシラン	3									A
27						アマクサシダ	3									B
28						ナヨシダ科	エビラシダ	3								A
29					チャセンシダ科	カミガモシダ	3									A
30						オクタマシダ	3							VU	A	A
31						コウザキシダ	3								C	A
32						コタニワタリ	3									B
33						イワトラノオ	3									C
34						イヌチャセンシダ	3									C
35	クルマシダ	3										A	A			
36	ホウビシダ	3											A			
37	ヒメシダ科	イワハリガネワラビ	3										C			
38	イワデンダ科	フクロシダ	3									C	A			
39	シシガシラ科	オサシダ	3										C			
40	メシダ科	ウラボシノコギリシダ	3										A			
41		ハコネシケチシダ	3										C	C		
42		ルリデライヌワラビ	3										B			
43		ムクゲシケシダ	3											B		
44		ナチシケシダ	3											C		
45		ミヤマシケシダ (狭義)	3										B	B		
46		ヒカゲワラビ	3										B	A		
47		ミヤマノコギリシダ	3											A		

表 2.2-6(2) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
48	シダ植物門 大葉シダ綱	ウラボシ目	メシダ科	ノコギリシダ	3							C
49			オシダ科	オオカナワラビ	3							A
50				ミヤコヤブソテツ	3						C	C
51				イワヘゴ	3							B
52				ツクシイワヘゴ	3							調
53				オシダ	3							A
54				ギフバニシダ	3							B
55				アツキノスカタチシダマガイ	3						A	A
56				ミヤマクマワラビ	1,3						C	B
57				イワイタチシダ	3							B
58				ナガバノイタチシダ	3						B	B
59				タニヘゴ	3							今
60				チャボイノデ	3						A	A
61				カタイノデ	2,3							B
62				ネッコイノデ	3						調	今
63			タマシダ科	タマシダ	3						B	
64			シノブ科	シノブ	3							C
65			ウラボシ科	アオネカズラ	3						C	今
66				ヌカボシクリハラン	3						A	
67				ミヤマノキシノブ	3						C	今
68				オオクボシダ	3						A	A
69				クリハラン	3						C	B
70				カラクサシダ	3							B
71				ビロードシダ	3							B
72				タカノハウラボシ	3						A	A
73	種子植物門 被子植物亜門	スイレン目	スイレン科	オニバス	3				希少	VU	B	A
74				コウホネ	3						A	
75				サイコクヒメコウホネ	3						C	B
76				ヒツジグサ	1,3							C
77		センリョウ目	センリョウ科	ヒトリシズカ	3							C
78				センリョウ	3						C	
79		コショウ目	ハンゲショウ	3							C	B
80			コショウ科	フウトウカズラ	3							今
81			ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	3						C	C
82				フタバアオイ	3						B	A
83				ヒメカンアオイ	3							C
84				ウスバサイシン	3						A	
85		モクレン目	モクレン科	オガタマノキ	3						B	A
86	種子植物門 単子葉類	オモダカ目	サトイモ科	ホソバテンナンショウ	3						C	C
87				キンダマムシグサ	1,3						C	C
88				ハリマムシグサ	3					VU	B	B
89				ムサシアブミ	3						B	B
90				ユキモチソウ	3				希少	VU	A	A
91			オモダカ科	ホソバヘラオモダカ	3					CR	A	A
92				マルバオモダカ	3				希少	VU	A	A
93				アギナシ	3					NT	A	A
94			トチカガミ科	マルミスブタ	3				希少	VU	B	A
95				スブタ	3					VU	C	A
96				ヤナギスブタ	3						C	C
97				クロモ	3						C	
98				トチカガミ	3					NT	EX	今
99				ムサシモ	3					EN	A	今

表 2.2-6(3) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
100	種子植物門 単子葉類	オモダカ目	トチカガミ科	ヒロハトリゲモ	3					VU	B	B
101				イトトリゲモ	1,3					NT	C	C
102				イバラモ	3						A	A
103				トリゲモ	3					VU	A	調
104				オオトリゲモ	3							C
105				ミズオオバコ	1,2,3					VU	C	C
106				セキシウモ	3						B	B
107			ヒルムシロ科	イトモ	3					NT	B	B
108				コバノヒルムシロ	3					VU	B	B
109				ツツイトモ	3					VU		
110				ササバモ	3						B	調
111		ヤマノイモ目	ヒナノシヤクジョウ科	ヒナノシヤクジョウ	1,3						B	A
112			タヌキノシヨクダイ科	コウベタヌキノシヨクダイ	3						EX	今
113		タコノキ目	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	3					VU	B	A
114				ウエマツソウ	3					VU	A	A
115		ユリ目	シュロソウ科	ホソバシュロソウ	3						B	今
116			サルトリイバラ科	ヤマカシユウ	3							B
117			ユリ科	カタクリ	3						C	今
118				ミノコバイモ	3					VU	A	今
119				ヒメユリ	3					EN	EX	今
120				コオニユリ	3							B
121				アマナ	3							B
122		クサスギカズラ目	ラン科	ヒナラン	3				希少	EN	B	A
123				シラン	3					NT	調	
124				マメヅタラン	3					NT	C	A
125				ムギラン	1,3					NT		C
126				エビネ	2,3					NT	C	C
127				ナツエビネ	3					VU	B	A
128				ギンラン	1,2,3						C	C
129				キンラン	1,3					VU	C	B
130				ササバギンラン	3						B	A
131				クゲスマラン	3					VU	調	調
132				トケンラン	3				希少	VU	A	A
133				サイハイラン	2,3							C
134				マヤラン	3					VU	A	A
135				セッコク	3				希少		A	A
136				カキラン	1,2,3						C	C
137				タシロラン	3					NT	B	調
138				オニノヤガラ	3						C	B
139				シロテンマ	3					CR		調
140				クロヤツシロラン	3						A	A
141				アケボノシュスラン	3							B
142				ミズトンボ	1,3					VU	C	B
143				ムカゴソウ	3					EN	B	今
144				ムヨウラン	3						B	C
145				ウスキムヨウラン	3					NT	A	A
146				ジガバチソウ	1,3							B
147				フウラン	3				希少	VU	A	A
148				コフタバラン	3						A	
149				アオフタバラン	3						B	A
150				ヨウラクラン	3						A	A
151				サギソウ	1,3					NT	B	B

表 2.2-6(4) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
152	種子植物門 単子葉類	クサスギカズラ目	ラン科	ジンバイソウ	3						A	調
153				ヤマサギソウ	3						C	B
154				コバノトンボソウ	3						C	B
155				オオヤマサギソウ	3						A	調
156				トキソウ	1,3					NT	C	B
157				ヤマトキソウ	1,3						C	B
158				ウチョウラン	3				希少	VU	A	A
159				クモラン	3				希少		B	A
160				カヤラン	2,3				希少		C	A
161				ヒトツボクロ	1,3						B	B
162			アヤメ科	ノハナショウブ	3						C	B
163				カキツバタ	3					NT	B	調
164				アヤメ	3						調	調
165			ススキノキ科	ユウスゲ	3						C	B
166				ノカンゾウ	3						B	B
167			クサスギカズラ科	キジカクシ	3							B
168				カンザシギボウシ	3						C	C
169				キヨスミギボウシ	3						C	B
170				コバギボウシ	3							C
171				コヤブラン	3						C	B
172				ユキザサ	3							B
173				ノシラン	3						B	B
174		イネ目	ガマ科	ミクリ	3					NT	C	A
175				ヤマトミクリ	3					NT	B	A
176				ナガエミクリ	3					NT	C	B
177				ヒメミクリ	3				希少	VU	A	A
178				コガマ	3						B	B
179			ホシクサ科	ヒロハノイヌノヒゲ	3							B
180				オオホシクサ	3							B
181				ホシクサ	3						C	B
182				ツクシクロイヌノヒゲ	3					VU		C
183			イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	3						C	
184				タマコウガイゼキショウ	3						B	B
185				タチコウガイゼキショウ	3						A	A
186			カヤツリグサ科	ウキヤガラ	3							C
187				イトテンツキ	3					NT	A	A
188				ベニイトスゲ	3						C	C
189				オオナキリスゲ	3						C	C
190				ヤマジスゲ	2,3						B	B
191				コゴメスゲ	3							B
192				オニスゲ	1,3							C
193				オオタマツリスゲ	3						B	B
194				ウマスゲ	3				希少		A	今
195				ヒメミコシガヤ	3					CR	A	A
196				フサスゲ	3						B	B
197				アワボスゲ	2,3						A	B
198				キンキカサスゲ	3							C
199				タカネマスキサ	3						C	C
200				マメスゲ	3						B	A
201				サトヤマハリスゲ	3						C	B
202				アブラシバ	3							C

203				ツルミヤマカンスゲ	3						B	B
-----	--	--	--	-----------	---	--	--	--	--	--	---	---

表 2.2-6(5) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
204	種子植物門 単子葉類	イネ目	カヤツリグサ科	フサナキリスゲ	3							B
205				ヒトモトススキ	3							B
206				ヒメアオガヤツリ	3						C	
207				ヌマガヤツリ	3						A	A
208				オオシロガヤツリ	3							C
209				シロガヤツリ	3						C	B
210				カガシラ	3					VU	B	今
211				セイタカハリイ	2,3							C
212				ヤリハリイ	3						C	C
213				アオテンツキ	3						C	
214				ネビキグサ	3						B	今
215				ミカヅキグサ	1,3						C	C
216				トラノハナヒゲ	3						B	A
217				オオイヌノハナヒゲ	3							C
218				ヒメカンガレイ	3					VU	A	A
219				タイワンヤマイ	3						C	C
220				オオフトイ	3							A
221				シズイ	3						B	A
222				フトイ	3						調	A
223				サンカクイ	3							調
224				ノグサ	3						C	C
225				エゾアブラガヤ	3							C
226				マツカサススキ	3						B	B
227				ミカワシンジュガヤ	3					VU	B	B
228				コシンジュガヤ	3							C
229				マネキシシンジュガヤ	3						C	C
230				ケシンジュガヤ	3						C	C
231			イネ科	ヒメコヌカグサ	2,3					NT		
232				ヒロハノコヌカグサ	3						C	調
233				コウボウ	3						A	今
234				ダンチク	3							B
235				コウヤザサ	3							C
236				ホガエリガヤ	3							B
237				ホッスガヤ	3						C	B
238				ヒメアブラススキ	2,3							B
239				ヒナザサ	3					NT		B
240				ヌマカゼクサ	3							B
241				イトスズメガヤ	3						調	
242				ナルコビエ	3						C	B
243				ウンヌケモドキ	3					NT	C	A
244				ムツオレグサ	3						C	
245				ヒロハノドジョウツナギ	3						A	A
246				アズマガヤ	3							C
247				カモノハシ	3							C
248				ミチシバ	3						調	調
249				ヌマガヤ	3							C
250				ミヤマネズミガヤ	3							調
251				タチネズミガヤ	3						C	C
252				スズメノコビエ	3						B	B
253				タキキビ	3						C	今
254				ウキシバ	3						C	C

255				アリマコスズ	3							調
-----	--	--	--	--------	---	--	--	--	--	--	--	---

表 2.2-6(6) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
256	種子植物門 単子葉類	イネ目	イネ科	ウシクサ	3							C
257				モロコシガヤ	3						B	B
258				ヒゲシバ	3						A	今
259	種子植物門 真正双子葉類	キンボウゲ目	ケシ科	ジロボウエンゴサク	3							A
260				キケマン	3							B
261				ナガミノツルケマン	3					NT	C	
262			ツツラフジ科	ツツラフジ	3							C
263			メギ科	トキワイカリソウ	3							B
264			キンボウゲ科	イブキトリカブト	3						B	今
265				タンナトリカブト	3						B	今
266				ユキワリイチゲ	3				希少			A
267				イチリンソウ	3							A
268				イヌショウマ	3							A
269				カザグルマ	3				希少	NT	B	A
270				キクバオウレン	3							C
271				ケスハマソウ	3				希少		B	A
272				オキナグサ	3				希少	VU	A	A
273				ヒキノカサ	3					VU	A	今
274				オトコゼリ	3						B	今
275				シギンカラマツ	3						B	A
276		ヤマグルマ目	ヤマグルマ科	ヤマグルマ	3							C
277		ツゲ目	ツゲ科	フッキソウ	3						B	B
278		ユキノシタ目	マンサク科	コウヤミズキ	3						B	A
279			ユキノシタ科	タチネコノメソウ	3							B
280				チャルメルソウ	3							B
281			ベンケイソウ科	アオベンケイ	3						調	調
282				ツメレンゲ	3					NT	C	C
283				マルバマンネングサ	3							B
284				ウンゼンマンネングサ	3					VU	A	A
285				ヒメレンゲ	3							B
286			タコノアシ科	タコノアシ	2,3					NT	C	C
287			アリノトウグサ科	ハリマノフサモ	3				希少			A
288				タチモ	3					NT		C
289				フサモ	3				希少		B	A
290												
291		マメ目	マメ科	フジキ	1,3							C
292				タヌキマメ	3							B
293				ミヤマトベラ	3						A	A
294				ニワフジ	3							調
295				イヌハギ	3					VU	C	A
296				マキエハギ	3						B	A
297				ミソナオシ	3						A	今
298				ツルフジバカマ	3						A	A
299				ヨツバハギ	3						A	A
300				オオバクサフジ	3						B	B
301			ヒメハギ科	カキノハグサ	3						B	B
302				ヒナノカンザシ	3						C	B
303		バラ目	グミ科	アリマグミ	1,3						C	B
304			クロウメモドキ科	オオクマヤナギ	3						C	
305			アサ科	クロウメモドキ	2,3							C
306				コバノチョウセンエノキ	3							C
				エゾエノキ	3							A

307			クワ科	ヒメイタビ	3							C
-----	--	--	-----	-------	---	--	--	--	--	--	--	---

表 2.2-6(7) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
308	種子植物門 真正双子葉類	バラ目	バラ科	クサボケ	3						C	A
309				ヒメヘビイチゴ	3						A	
310				カワラサイコ	3						B	調
311				イワキンバイ	3						B	A
312				ツチグリ	3					VU	A	A
313				テリハキンバイ	3						B	B
314				ツルキンバイ	3						A	A
315				モリイバラ	3						C	B
316				マヤクサイチゴ	3							B
317				バライチゴ	3							B
318				オオフユイチゴ	3							調
319				コジキイチゴ	3						C	C
320				ナガボノワレモコウ	3				希少		B	A
321		ブナ目	ブナ科	ブナ	3							A
322				ナラガシワ	3							C
323				カシワ	3							調
324			クルミ科	サワグルミ	3							A
325			カバノキ科	サクラバハシノキ	3					NT		B
326				ミズメ	3							C
327		ウリ目	ウリ科	ゴキツル	3						C	B
328		ニシキギ目	ニシキギ科	ウメバチソウ	1,3							B
329		カタバミ目	カタバミ科	エゾタチカタバミ	3							C
330		キントラノオ目	トウダイグサ科	ノウルシ	3					NT	B	今
331				ニシキソウ	3						C	C
332				タカトウダイ	3						B	A
333			スマレ科	ヒゴスミレ	3							C
334				エイザンスミレ	3							C
335				ホコバスマレ	3							B
336				ホソバシロスマレ	3					VU	A	調
337				アカネスミレ	3							B
338			オトギリソウ科	トモエソウ	3							B
339				アゼオトギリ	3					EN	B	A
340				ミズオトギリ	2,3							B
341		フトモモ目	ミソハギ科	ヒメミソハギ	3							B
342				エゾミソハギ	3						A	
343				ミズマツバ	3					VU	C	B
344		ミツバウツギ目	ミツバウツギ科	ミツバウツギ	3							C
345		ムクロジ目	ムクロジ科	カジカエデ	3						C	A
346				ヒナウチワカエデ	3						C	C
347				ムクロジ	3						C	B
348		アオイ目	アオイ科	ヘラノキ	3						A	A
349		アブラナ目	アブラナ科	タチスズシロソウ	3					EN	EX	今
350				ミズタガラシ	3						B	B
351				イヌナズナ	3							C
352				コイヌガラシ	3					NT	C	C
353				ミチバタガラシ	3						C	B
354				ハタザオ	3							B
355		ビャクダン目	ビャクダン科	ヤドリギ	3							C
356		ナデシコ目	タデ科	サイコクヌカボ	3					VU		A
357				ナガバノウナギツカミ	3					NT	B	今
358				サデクサ	3						C	B

359				コギシギシ	3					VU	調	調
-----	--	--	--	-------	---	--	--	--	--	----	---	---

表 2.2-6(8) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
360	種子植物門 真正双子葉類	ナデシコ目	モウセンゴケ科	イシモチソウ	3					NT	C	B
361				モウセンゴケ	1,3							C
362				コモウセンゴケ	3				希少		C	A
363				トウカイコモウセンゴケ	3							C
364			ナデシコ科	カワラナデシコ	3							C
365				オオヤマハコベ	3							B
366			ハمامズナ科	ツルナ	3							C
367			ヤマゴボウ科	マルミノヤマゴボウ	3							B
368		ミズキ目	ミズキ科	ウリノキ	3							C
369			アジサイ科	マルバウツギ	3							B
370		ツツジ目	カキノキ科	トキワガキ	3						B	A
371			サクラソウ科	クサレダマ	3						B	調
372				イズセンリョウ	3							B
373				タイミンタチバナ	3						C	B
374			ツバキ科	ナツツバキ	3							C
375			エゴノキ科	ハクウンボク	3							A
376			マタタビ科	サルナシ	2,3							調
377			ツツジ科	ウメガサソウ	3						B	A
378				サラサドウダン	3						B	調
379				イワナシ	3							今
380				シャクジョウソウ	1,3						C	B
381				マルバノイチヤクソウ	3						A	今
382				サツキ	3				希少		A	A
383				ホンシャクナゲ	3						C	A
384				ヒカゲツツジ	3						C	B
385				ダイセンミツバツツジ	3						C	調
386				ユキグニミツバツツジ	3						C	C
387				シロヤシオ	3						B	B
388		リンドウ目	アカネ科	ホソバオオアリドオシ	3							A
389				オオアリドオシ	3							A
390				キヌタソウ	3						B	A
391				オオヤマムグラ	3							C
392				サツマイナモリ	3						B	調
393				イナモリソウ	3							B
394				シロバナイナモリソウ	3						EX	今
395				カギカズラ	3						B	A
396			リンドウ科	ムラサキセンブリ	3				希少	NT	B	A
397				イヌセンブリ	3					VU	C	A
398		マチン科		ホウライカズラ	3						C	B
399				アイナエ	3						C	A
400		キョウチクトウ科		キジョラン	3							A
401				ケテイカカズラ	3							調
402				フナバラソウ	3					VU	A	A
403				コカモメヅル	3						C	B
404				タチカモメヅル	1,3							B
405				クサナギオゴケ	3					VU	A	A
406				スズサイコ	1,2,3					NT		C
407		ナス目	ヒルガオ科	アオイゴケ	3						B	調
408			ナス科	ヤマホオズキ	3					EN	A	A
409				イガホオズキ	3							C
410				ヤマホロシ	3						C	C

411		ムラサキ目	ムラサキ科	オニルリソウ	3							B
-----	--	-------	-------	--------	---	--	--	--	--	--	--	---

表 2. 2-6(9) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
412	種子植物門 真正双子葉類	ムラサキ目	ムラサキ科	ムラサキ	3					EN	A	A
413		シソ目	モクセイ科	セツツイボタ	3						調	
414			オオバコ科	アブノメ	3						C	B
415				シソクサ	3						C	B
416				キクモ	3							C
417				ウンラン	3						A	今
418				イヌノフグリ	3					VU	C	C
419				カワヂシャ	3					NT	C	B
420			ゴマノハグサ科	フジウツギ	3						C	B
421				ゴマノハグサ	3					VU	EX	今
422			シソ科	カワミドリ	3							B
423				ジュウニヒトエ	3							C
424				タニジャコウソウ	3					NT	EX	今
425				ジャコウソウ	3							B
426				キセワタ	3					VU	A	今
427				マネキグサ	3					NT	A	A
428				シラゲヒメジソ	3							調
429				ヤマジソ	3					NT	C	B
430				レモンエゴマ	3							B
431				トラノオジソ	3							B
432				セトエゴマ	3							B
433				キバナアキギリ	3							A
434				イガタツナミソウ	3						C	C
435				ヤマタツナミソウ	3							B
436				ミヤマナミキ	3						B	B
437				カリガネソウ	3						B	A
438			ハマウツボ科	オオナンバンギセル	3						B	B
439				ゴマクサ	3				希少	VU	B	A
440				クチナシグサ	3						C	C
441				シオガマギク	3						B	今
442				キヨスミウツボ	1,3						B	B
443				ヒキヨモギ	3							C
444				オオヒキヨモギ	1,3					VU		
445			タヌキモ科	ノタヌキモ	3					VU	C	A
446				イスタヌキモ	2,3					NT		
447				ミカワタヌキモ	3				希少	VU	A	A
448				タヌキモ	1					NT	A	
449				ヒメタヌキモ	1,3					NT	B	A
450				ムラサキミミカキグサ	1,3					NT	C	B
451			キツネノマゴ科	オギノツメ	3						B	B
452				ハグロソウ	3							B
453		モチノキ目	モチノキ科	フウリンウメモドキ	3							B
454				タマミズキ	3						C	C
455				クロソヨゴ	3							C
456	キク目	キキョウ科		サワギキョウ	3							C
457				キキョウ	1,2,3					VU		B
458		ミツガシワ科		ヒメシロアサザ	3					VU	A	今
459				ガガバタ	3					NT		B
460				アサザ	3					NT	B	今
461		キク科		スマダイコン	3						C	A
462				テイショウソウ	1,2,3						C	C

463				ホソバナヤマハハコ	3						A	今
-----	--	--	--	-----------	---	--	--	--	--	--	---	---

表 2.2-6(10) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
464	種子植物門 真正双子葉類	キク目	キク科	ヒメヨモギ	3						B	B
465				ヒメシオン	3						A	A
466				ヤマジノギク	3						C	A
467				オケラ	3						C	C
468				タウコギ	3						C	今
469				コバナガンクビソウ	3					VU	C	調
470				ヒメガンクビソウ	3							C
471				シマカンギク	3							C
472				ノジギク	3						C	A
473				モリアザミ	3						B	今
474				サケバヒヨドリ	3						調	調
475				ヒヨドリバナ (ヒヨドリバナ二倍体)	3							C
476				オグルマ	3						C	B
477				カセンソウ	3						B	B
478				ホソバナガナ	3					EN	A	A
479				タカサゴソウ	3					VU	EX	A
480				ノニガナ	3						C	C
481				オタカラコウ	3							B
482				ハンカイソウ	1,3						C	B
483				フクオウソウ	3						B	B
484				モミジガサ	3							B
485				ミヤマコウモリソウ	3					EN	A	A
486				ウスゲタマブキ	3							C
487				ナガバノコウヤボウキ	3							C
488				カシワバハグマ	3						B	B
489				アキノハハコグサ	3					EN	EX	今
490				ホクチアザミ	3						B	今
491				ミヤコアザミ	3						A	今
492				キクアザミ	3						A	A
493				タムラソウ	3							B
494				ツクシメナモミ	3							調
495				アオヤギバナ	3						A	A
496				ヤブレガサモドキ	3					EN	A	A
497				ハバヤマボクチ	3						A	A
498				コウリンカ	3					VU	A	今
499				オカオグルマ	3							B
500				サワオグルマ	3							B
501				オナモミ	3					VU	EX	今
502		セリ目	ウコギ科	ウラゲウコギ	3							C
503			セリ科	ノダケ	3							A
504				ミシマサイコ	3					VU	A	A
505				ドクゼリ	3						EX	今
506				イブキボウフウ	3							B
507				カワラボウフウ	3							B
508				ムカゴニンジン	3							C
509				カノツメソウ	3						A	A
510		マツムシソウ目	ガマズミ科	ゴマキ	3							C
511				ヤマシグレ	3							B
512			スイカズラ科	オオツクバネウツギ	3						C	B
513				ヤマヒョウタンボク	3						A	A

表 2.2-6(11) 文献により確認された重要な植物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
514	種子植物門	マツムシソウ目	スイカズラ科	キンキヒョウタンボク	3					EN	A	A
515	真正双子葉類			マツムシソウ	3				希少		A	A
計		49 目	116 科	515 種	—	0種	0種	0種	28種	121種	332種	486種

- 注) 1: 文献 No. は表 2.2-3 に、選定基準は表 2.2-5 に対応する。
- 2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」
(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。なお、上記リストに非掲載の場合、米倉浩司・梶田忠 (2003-)
「BG Plants 和名ー学名インデックス」(YList) を参考とした。
- 3: 変種、亜種、雑種については、それぞれ 1 種として計数している。

② 重要な植物群落等

ア. 重要な植物群落等の選定基準

重要な植物群落等の選定基準は、表 2.2-7 に示すとおりである。

表 2.2-7 重要な植物群落等の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号) 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号) 「三田市文化財保護条例」 (平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：兵庫県指定天然記念物 市天：神戸市指定天然記念物 三田市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	生息地：生息地等保護区 (植物に係るもの)
③	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号)	郷土：郷土記念物
④	「第 2 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」 (昭和 54 年、環境庁) 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」 (昭和 63 年、環境庁) 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」 (平成 12 年、環境庁)	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの(特に湿原についてはもれのないように注意すること。) E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群
⑤	「兵庫県版レッドデータブック 2020 (植物・植物群落)」 (令和 2 年、兵庫県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査種
⑥	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2020」 (令和 3 年、神戸市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査
⑦	「植物群落レッドデータ・ブック」 (平成 8 年、(財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金日本委員会)	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危機 1：要注意

イ. 重要な植物群落等

(7) 天然記念物

事業実施区域及びその周囲に、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号）、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号）及び「三田市文化財保護条例」（平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号）に基づく天然記念物の指定はない。

(イ) 郷土記念物

事業実施区域及びその周囲に、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号）に基づく郷土記念物は存在しない。

(ウ) 特定植物群落

事業実施区域及びその周囲に、特定植物群落は存在しない。

(エ) 巨樹・巨木林

事業実施区域及びその周囲に、巨樹・巨木林は存在しない。

(オ) 植物群落レッドデータ・ブック

事業実施区域及びその周囲に、「植物群落レッドデータ・ブック」（平成 8 年、（財）日本自然保護協会、（財）世界自然保護基金日本委員会）に記載されている植物群落は存在しない。

(カ) 自然植生（植生自然度 9・10）

事業実施区域及びその周囲における植生自然度 9・10 に該当する植物群落の状況は、表 2.2-8 及び図 2.2-6 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、植生自然度 10 の植物群落が存在する。なお、事業実施区域に植生自然度 9・10 の植物群落は存在しない。

表 2.2-8 自然植生（植生自然度 10）の状況

植生 自然度	植生区分	群落
10	VIII 河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	ヒルムシロクラス

出典：「第 6～7 回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省 HP 2025 年 1 月閲覧）



図 2.2-6 自然植生（植生自然度 10）の分布状況

2.2.5 動物

事業実施区域及びその周囲における動物相の状況を把握するため、表 2.2-9 に示す文献を整理した。

表 2.2-9 文献一覧

No.	文献・資料名	発行	発行年・閲覧時期
1	「(仮称) 神戸北ゴルフクラブ建設事業環境影響評価書」	新和開発株式会社	平成 12 年 9 月
2	「(仮称) 神戸山田太陽光発電事業に係る環境影響評価書」	BayWar. e. Japan 株式会社	令和元年 10 月
3	「神戸市で確認された動植物一覧(2020 年度)」	神戸市 HP	2025 年 1 月閲覧

(1) 動物相

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における動物の確認状況は、表 2.2-10 に示すとおりであり、哺乳類が 7 目 15 科 34 種、鳥類が 20 目 61 科 256 種、両生類が 2 目 8 科 17 種、爬虫類が 2 目 10 科 17 種、魚類が 9 目 19 科 57 種、昆虫類が 29 目 415 科 5,026 種、底生動物が 15 目 42 科 77 種、陸産貝類が 4 目 25 科 101 種確認されている。

表 2.2-10 文献により確認された動物

分類	確認種数	主な確認種
哺乳類	7 目 15 科 34 種	ジネズミ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、アブラコウモリ、ノウサギ、ニホンリス、ヒメネズミ、クマネズミ、タヌキ、キツネ、ニホンイタチ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ 等
鳥類	20 目 61 科 256 種	コジュケイ、オシドリ、カルガモ、カンムリカイツブリ、キジバト、アオサギ、チュウサギ、クイナ、ホトトギス、アマツバメ、コチドリ、アオシギ、オオタカ、ノスリ、フクロウ、アカゲラ、チョウゲンボウ、ヒヨドリ 等
両生類	2 目 8 科 17 種	ヒダサンショウウオ、セトウチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンアマガエル、タゴガエル、トノサマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル 等
爬虫類	2 目 10 科 17 種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、タワヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ 等
魚類	9 目 19 科 57 種	スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、ギンブナ、ヤリタナゴ、ニッポンバラタナゴ、オイカワ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ギギ、ナマズ、アカザ、アユ、ミナメダカ、オオクチバス、ドンコ、カワヨシノボリ 等
昆虫類	29 目 415 科 5,026 種	フタバカゲロウ、アオイトトンボ、ギンヤンマ、ヒナカマキリ、コバネササキリ、アブラゼミ、ミドリヨコバイ、オオチャバネセセリ、ネグロクサアブ、ヒメケシゲンゴロウ、ノコギリクワガタ、ゲンジボタル 等
底生動物	15 目 42 科 77 種	オオタニシ、カワニナ、ヒラマキミズマイマイ、イシガイ、ヌマエビ、サワガニ、オオトゲエラカゲロウ、オナガサナエ、コオイムシ、ヘビトンボ、ホソバトビケラ、ルイスツブゲンゴロウ、タマガムシ 等
陸産貝類	4 目 25 科 101 種	ヤマキサゴ、アツブタガイ、スジケシガイ、ナガオカモノアラガイ、ヒメコギセル、オカチョウジガイ、コハクガイ、ヒラベッコウガイ、オオウエキビ、ニッポンマイマイ、オオケマイマイ、オトメマイマイ 等

注) 確認種の一覧は、資料編(資料2 動物の確認種一覧)を参照。

(2) 重要な種及び注目すべき生息地

① 重要な動物

ア. 重要な動物の選定基準

重要な動物の選定基準は、表 2.2-11 に示すとおりである。

表 2.2-11 重要な動物の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号) 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号) 「三田市文化財保護条例」 (平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：兵庫県指定天然記念物 市天：神戸市指定天然記念物 三田市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成 29 年 10 月 10 日神戸市条例第 7 号)	希少：希少野生動植物種
④	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「兵庫県版レッドリスト 2013 (鳥類)」 (平成 25 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2014 (貝類・その他無脊椎動物)」 (平成 26 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(平成 29 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2022 (昆虫類)」 (令和 4 年、兵庫県)	EX：絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 注：要注目 調：要調査 地：地域限定貴重種
⑥	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2020」 (令和 3 年、神戸市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

イ. 重要な動物

(7) 哺乳類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な哺乳類の確認状況は、表 2.2-12 に示すとおりであり、4 目 8 科 21 種が確認されている。

表 2.2-12 文献により確認された重要な哺乳類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ジネズミ	3					注	B
2			カワネズミ	3					注	調
3		モグラ科	ヒミズ	2, 3						B
4			コウベモグラ	1, 2, 3						B
5	コウモリ目 （翼手目）	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ （ニホンコキクガシラコウモリ）	3					調	調
6			キクガシラコウモリ	2, 3					調	調
7		ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	3					調	調
8			ユビナガコウモリ	3					調	調
9			テングコウモリ	3					調	調
10	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	1, 2, 3						B
11			ニホンモモンガ	3					A	調
12			ムササビ	3					A	A
13		ネズミ科	スミスネズミ	2, 3					調	A
14			ハタネズミ	3						A
15			アカネズミ	1, 2, 3						C
16			ヒメネズミ	1, 2, 3						B
17			カヤネズミ	2, 3						B
18	ネコ目（食肉目）	イヌ科	キツネ	1, 2, 3						調
19		イタチ科	テン（ホンドテン）	1, 2, 3						調
20			ニホンイタチ	3						調
21			アナグマ	2, 3						B
計	4 目	8 科	21 種	—	0 種	0 種	0 種	0 種	10 種	21 種

注) 1：文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2：確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

（国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧）を加工して作成した。

(イ) 鳥類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な鳥類の確認状況は、表 2.2-13 に示すとおりであり、16 目 43 科 138 種が確認されている。

表 2.2-13(1) 文献により確認された重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	キジ目	キジ科	ウズラ	3				VU	A	調 (越冬)
2			ヤマドリ	1, 2, 3					注	調 (繁殖)
3	カモ目	カモ科	ヒシクイ	3	国天			VU	B	
4			マガン	3	国天			NT	C	
5			ツクシガモ	3				VU		
6			オシドリ	2, 3				DD	B	C (越冬)
7			ヨシガモ	3						C (越冬)
8			アメリカヒドリ	3					注	
9			シマアジ	3					C	C (通過)
10			トモエガモ	3				VU	C	B (越冬)
11	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	3	特天	国内		CR	A	
12	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	3				NT	A	A (繁殖)
13			ミゾゴイ	3				VU	A	A (繁殖)
14			ゴイサギ	1, 2, 3						B (繁殖)
15			ササゴイ	3					C	B (繁殖)
16			アマサギ	3						B (繁殖)
17			ダイサギ	2, 3						B (繁殖)
18			チュウサギ	3				NT	C	B (繁殖)
19			コサギ	1, 3						B (繁殖)
20		トキ科	ヘラサギ	3				DD	注	
21	ツル目	クイナ科	クイナ	3					調	B (越冬)
22			ヒメクイナ	3					調	
23			ヒクイナ	3				NT	B	B (繁殖), C (越冬)
24	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	3					C	C (通過)
25			ホトトギス	1, 2, 3						B (繁殖)
26			ツツドリ	1, 2, 3						B (繁殖)
27			カッコウ	3						C (通過)
28	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	3				NT	A	B (繁殖)
29	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ	3					B	
30	チドリ目	チドリ科	タゲリ	3						B (越冬)
31			ケリ	3				DD		
32			ムナグロ	3						C (通過)
33			イカルチドリ	3					B	B (繁殖), B (越冬)
34			コチドリ	3						C (繁殖)
35			シロチドリ	3				VU	A	B (繁殖), B (越冬)
36		セイタカシギ科	セイタカシギ	3				VU	B	B (通過)
37		シギ科	ヤマシギ	3					B	C (越冬)
38			アオシギ	3					B	B (越冬)
39			オオジシギ	3				NT	B	B (通過)
40			ハリオシギ	3						調 (通過)
41			チュウジシギ	3					B	B (通過)

表 2.2-13(2) 文献により確認された重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
42	チドリ目	シギ科	タンギ	3					B	B (越冬)
43			オグロシギ	3					B	B (通過)
44			コシヤクシギ	3		国際		EN		
45			チュウシヤクシギ	3						B (通過)
46			ツルシギ	3				VU	B	B (通過)
47			アカアシシギ	3				VU	B	B (通過)
48			コアオアシシギ	3					B	B (通過)
49			アオアシシギ	3					B	B (通過)
50			クサシギ	3						C (越冬)
51			タカブシギ	3				VU	B	C (通過)
52			キアシシギ	3						B (通過)
53			イソシギ	3					C	
54			トウネン	3						B (通過)
55			オジロトウネン	3					B	B (越冬)
56			ヒバリシギ	3					B	B (通過)
57			ウズラシギ	3					B	B (通過)
58			サルハマシギ	3		国際			B	
59			ハマシギ	3				NT	C	C (越冬)
60			キリアイ	3					B	
61			エリマキシギ	3					B	
62		タマシギ科	タマシギ	3				VU	B	B (繁殖) , B (越冬)
63		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	3				VU	B	C (通過)
64		カモメ科	コアジサシ	3				VU	B	B (繁殖)
65			アジサシ	3					注	C (通過)
66	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	2,3				NT	A	A (繁殖) , C (越冬)
67		タカ科	ハチクマ	2,3				NT	B	B (繁殖)
68			オオワシ	3	国天	国内		VU		
69			チュウヒ	3		国内		EN	A	A (越冬)
70			ハイイロチュウヒ	3					C	
71			ツミ	2,3					B	調 (繁殖) , C (越冬)
72			ハイタカ	2,3				NT	C	C (越冬)
73			オオタカ	1,2,3				NT	B	B (繁殖) , C (越冬)
74			サシバ	1,2,3				VU	B	A (繁殖)
75			ノスリ	1,2,3					B	C (越冬)
76			イヌワシ	3	国天	国内		EN	A	
77			クマタカ	3		国内		EN	A	
78	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	3					B	C (越冬)
79			コノハズク	3					A	
80			フクロウ	1,2,3						B (繁殖) , B (越冬)
81			アオバズク	3					B	B (繁殖)
82			トラフズク	3					B	B (越冬)
83			コミミズク	3					B	B (越冬)
84	サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	3					調	
85	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	3					B	調 (繁殖) , C (通過)
86			カワセミ	2,3					注	
87			ヤマセミ	3					B	A (繁殖) , A (越冬)

表 2.2-13(3) 文献により確認された重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
88	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	3				EN	A	C (通過)
89	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	3					B	C (越冬)
90			オオアカゲラ	3					B	
91			アカゲラ	1, 2, 3					C	C (越冬)
92			アオゲラ	1, 2, 3					C	C (繁殖), C (越冬)
93	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	3						A (繁殖)
94			コチョウゲンボウ	3					C	B (越冬)
95			チゴハヤブサ	3					C	
96			ハヤブサ	2, 3		国内		VU	B	A (繁殖), C (越冬)
97	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	3		国内		EN	調	調 (繁殖), 調 (通過)
98		サンショウクイ科	サンショウクイ	2, 3				VU	C	B (繁殖)
99		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1, 2, 3						C (繁殖)
100		モズ科	チゴモズ	3				CR	注	
101			アカモズ	3		国内		EN	B	
102		カラス科	オナガ	3					EX	
103			コクマルガラス	3					C	
104		ツリスガラ科	ツリスガラ	3					C	C (越冬)
105		シジュウカラ科	コガラ	2, 3					注	
106		ムシクイ科	オオムシクイ	3				DD		
107			メボソムシクイ	2, 3					B	
108		センニュウ科	シマセンニュウ	3					調	
109			エゾセンニュウ	3					調	
110		ヨシキリ科	オオヨシキリ	3					注	B (繁殖)
111			コヨシキリ	3					C	B (通過)
112		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	3					B	
113		キバシリ科	キバシリ	3					A	
114		ミソサザイ科	ミソサザイ	1, 3						C (繁殖)
115		ムクドリ科	コムクドリ	3					注	
116		カワガラス科	カワガラス	2, 3					C	B (繁殖), B (越冬)
117		ヒタキ科	マミジロ	3					B	
118			トラツグミ	1, 3						C (繁殖)
119			コマドリ	3					B	
120			コルリ	3					B	
121			ルリビタキ	1, 3					A	
122			ノビタキ	3					A	
123			コサメビタキ	3					C	
124			キビタキ	1, 2, 3					注	
125	スズメ目	ヒタキ科	オジロビタキ	3					調	
126			オオルリ	1, 2, 3					注	
127		イワヒバリ科	カヤクグリ	1, 3					A	C (越冬)
128		セキレイ科	ムネアカタヒバリ	3					調	
129		アトリ科	ベニヒワ	3					調	
130			オオマシコ	3					調	調 (越冬)
131			イスカ	3					調	
132			コイカル	3					C	

表 2.2-13(4) 文献により確認された重要な鳥類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
133	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ	3					A	C (越冬)
134			ノジコ	3				NT	A	C (通過)
135			アオジ	1, 2, 3					A	
136			クロジ	3					B	C (越冬)
137			コジュリン	3				VU		
138			オオジュリン	3						C (越冬)
計	16 目	43 科	138 種	—	5 種	10 種	0 種	43 種	110 種	88 種

注) 1: 文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

3: 通過: 渡りのため神戸市域を通過する個体群、越冬: 越冬地として神戸市域を利用する個体群

繁殖: 神戸市域で繁殖する個体群

(ウ) 両生類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な両生類の確認状況は、表 2.2-14 に示すとおりであり、2 目 6 科 14 種が確認されている。

表 2.2-14 文献により確認された重要な両生類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	有尾目	サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ	1, 2, 3			希少	NT	B	A
2			セトウチサンショウウオ	1, 2, 3		第二		VU		B
3		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	3	特天	国際		VU	B	調
4		イモリ科	アカハライモリ	1, 2, 3				NT	注	B
5	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	1, 2, 3					C	C
6		アカガエル科	タゴガエル	1, 2, 3					C	C
7			ニホンアカガエル	1, 2, 3					C	C
8			ヤマアカガエル	3					C	調
9			トノサマガエル	1, 2, 3				NT		
10			ナゴヤダルマガエル	1, 3			希少	EN	A	A
11			ツチガエル	1, 2, 3					C	B
12		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	1, 2, 3					C	C
13			モリアオガエル	2, 3					B	B
14			カジカガエル	1, 3					C	B
計	2 目	6 科	14 種	—	1 種	2 種	2 種	6 種	12 種	13 種

注) 1: 文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

(I) 爬虫類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な爬虫類の確認状況は、表 2.2-15 に示すとおりであり、2 目 5 科 10 種が確認されている。

表 2.2-15 文献により確認された重要な爬虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	1, 2, 3				NT	C	A
2		スッポン科	ニホンスッポン	3				DD	調	C
3	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	1, 2, 3					注	
4			タワヤモリ	3				NT	B	調
5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	2, 3					C	A
6		ナミヘビ科	シマヘビ	1, 2, 3						調
7			アオダイショウ	1, 2, 3						調
8			ジムグリ	1, 2, 3					注	B
9			シロマダラ	2, 3					C	B
10			ヒバカリ	1, 2, 3					注	C
計	2 目	5 科	10 種	—	0 種	0 種	0 種	3 種	8 種	9 種

注) 1: 文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

(オ) 魚類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な魚類の確認状況は、表 2.2-16 に示すとおりであり、7 目 12 科 29 種が確認されている。

表 2.2-16 文献により確認された重要な魚類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	3				VU	B	調
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ ^{注3}	3				EN	C	C
3	コイ目	コイ科	ギンブナ	1, 3						C
4			ヤリタナゴ	3				NT	B	B
5			アブラボテ	3				NT	C	調
6			カネヒラ	3					B	調
7			イチモンジタナゴ	3			希少	CR	調	A
8			シロヒレタビラ	3				EN	A	A
9			ニッポンバラタナゴ	3			希少	CR	A	A
10			カワバタモロコ	3		第二	希少	EN	A	A
11			ヒガイ類 ^{注4}	3				NT	C	調
12			ムギツク	3						A
13			イトモロコ	3						B
14			コウライモロコ	3						C
15		ドジョウ科	ドジョウ	1, 2, 3				NT	注	C
16			オオシマドジョウ	3						B
17			チュウガタスジシマドジョウ	3				VU		B
18		フクドジョウ科	ナガレホトケドジョウ	1, 3				EN	調	B
19	ナマズ目	ギギ科	ギギ	2, 3						B
20		アカザ科	アカザ	1, 3			希少	VU	地	A
21	サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ ^{注5}	3					調	
22		アユ科	アユ ^{注3}	2, 3						C
23		サケ科	サツキマス (アマゴ)	1, 3				NT	調	
24	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	2, 3				VU	注	C
25	スズキ目	ハゼ科	シマヨシノボリ	3						調
26			オオヨシノボリ	3					C	B
27			クロヨシノボリ	3					調	B
28			シマヒレヨシノボリ	2, 3				NT	調	
29			ウキゴリ	3					C	C
計	7 目	12 科	29 種	—	0 種	1 種	4 種	16 種	20 種	26 種

注) 1: 文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

3: ニホンウナギ及びアユは、武庫川上流域からの放流個体である可能性があるが、遡上の可能性もあるため重要な種として扱った。

4: ヒガイ類は、カワヒガイの場合、「環境省レッドリスト 2020」において NT、「兵庫県版レッドリスト 2017」において C ランクに該当する。

5: ワカサギは「兵庫県版レッドリスト 2017」において、県内の分布が在来か国内移入か不明であり要調査種とされているため、重要な種として扱った。

6: 資料編 (確認種の一覧) に掲載したゲンゴロウブナ、ハス、スゴモロコ、ハリヨ、オヤニラミは、神戸市においては国内移入種であるため重要な種として扱わなかった。

(カ) 昆虫類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な昆虫類の確認状況は、表 2.2-17 に示すとおりであり、13 目 97 科 271 種が確認されている。

表 2.2-17(1) 文献により確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	カゲロウ目 (蜉蝣目)	トビイロカゲロウ科	オオトゲエラカゲロウ	3					注	B
2		マダラカゲロウ科	チノマダラカゲロウ	3					C	
3		ガガンボカゲロウ科	ガガンボカゲロウ	3						調
4		フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ	3						C
5	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	3				EN	A	今
6			オツネイトンボ	1,3					調	
7		イトトンボ科	ベニイトトンボ	3				NT	A	A
8			モートンイトトンボ	3				NT	B	B
9			セスジイトトンボ	3					調	
10			ムスジイトトンボ	1,3					注	C
11			オオイトトンボ	3					B	B
12		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	1,3				NT	B	B
13		カワトンボ科	アオハダトンボ	3				NT	B	今
14		ムカシトンボ科	ムカシトンボ	3					C	A
15		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	1,3				NT	B	A
16			アオヤンマ	3				NT	A	A
17			ルリボシヤンマ	3					B	A
18			マルタンヤンマ	2,3					調	C
19			カトリヤンマ	1,3					C	B
20			サラサヤンマ	3					B	B
21		サナエトンボ科	キイロサナエ	3				NT	A	C
22			ヒメクロサナエ	3						B
23			オナガサナエ	3						C
24			アオサナエ	1,3					注	A
25			ホンサナエ	3					B	A
26			オジロサナエ	3						C
27			タバサナエ	2,3				NT		C
28			フタスジサナエ	2,3				NT		
29			オグマサナエ	3				NT		C
30		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ	3					B	A
31		エゾトンボ科	トラフトンボ	3						C
32			キイロヤマトンボ	3				NT	A	今
33			ハネヒロエゾトンボ	3				VU	A	B
34			タカネトンボ	3					調	調
35			エゾトンボ	2,3					B	B
36		トンボ科	ベッコウトンボ	3		国内		CR	絶滅	今
37			ヨツボシトンボ	2,3					C	C
38			ハッチョウトンボ	1,3					B	B
39			キトンボ	2,3						C
40			アキアカネ	1,2,3						C
41			ナニワトンボ	3				VU	注	C
42			ノシメトンボ	1,3					調	C
43			マイコアカネ	3					B	C
44			マダラナニワトンボ	3				EN	A	今
45			ミヤマアカネ	3					注	C
46			オオキトンボ	3				EN	B	C

表 2.2-17(2) 文献により確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
47	カマキリ目 (蛇頭目)	ヒメカマキリ科	サツマヒメカマキリ	3						調
48	バッタ目 (直翅目)	クツワムシ科	クツワムシ	3					注	調
49		キリギリス科	カヤキリ	3						調
50		マツムシ科	クチキコオロギ	3						調
51			カヤコオロギ	3						C
52		コオロギ科	ヒメコオロギ	3						C
53			クロツヤコオロギ	3						調
54			クチナガコオロギ	3						C
55		ヒバリモドキ科	キタヤチスズ	3						C
56		バッタ科	イナゴモドキ	3						C
57		イナゴ科	セグロイナゴ	3					注	
58	カメムシ目 (半翅目)	セミ科	エゾゼミ	3						C
59			ハルゼミ	2,3					C	
60		ヨコバイ科	フクロクヨコバイ	3				NT		
61		サシガメ科	ハリサシガメ	3				NT		調
62			フタオビマダラカモドキサシガメ	3				DD		
63			ゴミアシナガサシガメ	3				VU		
64			フサヒゲサシガメ	3				VU		
65		ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ	3				NT		調
66		キンカメムシ科	ニシキキンカメムシ	3					注	
67		アメンボ科	エサキアメンボ	3				NT	B	C
68		イトアメンボ科	イトアメンボ	3				VU	A	調
69		ミズムシ科 (昆)	ミゾナシミズムシ	3				NT		調
70			ホッケミズムシ	3				NT	A	A
71			オオミズムシ	2,3				NT	C	B
72			ナガミズムシ	3				NT	A	A
73			ミヤケミズムシ	3				NT	C	調
74		メミズムシ科	メミズムシ	3						調
75		コオイムシ科	コオイムシ	2,3				NT		
76			タガメ	3		第二		VU	B	今
77		タイコウチ科	ヒメタイコウチ	3					A	A
78			ミズカマキリ	2,3					注	調
79		ナベヅタムシ科	トゲナベヅタムシ	3				VU	A	A
80			ナベヅタムシ	3						C
81		コバンムシ科	コバンムシ	3		第二		EN	A	A
82	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ	3						調
83			ヤマトクロスジヘビトンボ	2,3						調
84	ラクダムシ目	ラクダムシ科	ラクダムシ	3					調	
85	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	ウスバカゲロウ科	オオウスバカゲロウ	3					B	
86	トビケラ目 (毛翅目)	ヒゲナガカワトビケラ科	チャバネヒゲナガカワトビケラ	3						調
87		ナガレトビケラ科	クレメンスナガレトビケラ	3						調
88			レゼイナガレトビケラ	3						調
89				3				NT	注	
90		アシエダトビケラ科	ビワアシエダトビケラ	3						
91		カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ	3					C	C
92		ヒゲナガトビケラ科	ギンボシツツトビケラ	3				NT		
93			ミサキツノトビケラ	3						調
94		フトヒゲトビケラ科	ヒトスジキソトビケラ	3						今
94	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	キバネセセリ	1					C	
95			アオバセセリ本土亜種	3						C
96			ダイミョウセセリ	3					注	
97			ホソバセセリ	3					C	C

表 2.2-17(3) 文献により確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
98	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	3				NT	B	B
99			ヒメキマダラセセリ	3					注	
100			ミヤマチャバネセセリ	3					C	B
101			オオチャバネセセリ	1, 2, 3						C
102			ヘリグロチャバネセセリ	3					B	B
103		シジミチョウ科	オナガシジミ	3					B	
104			ウラゴマダラシジミ	3					注	C
105			オオミドリシジミ	3						調
106			ウラジロミドリシジミ	3					注	
107			ウラナミアカシジミ	3					注	C
108			ミドリシジミ	3					注	C
109			クロシジミ	1, 3				EN	A	A
110			ゴイシシジミ	2, 3					B	C
111			クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種	3				NT	B	B
112			ウラキンシジミ	3					注	
113			ウラミスジシジミ	3						C
114			シルビアシジミ	3				EN	C	A
115		タテハチョウ科	サカハチチョウ	3					注	C
116			ウラギンスジヒョウモン	3				VU	B	A
117			オオウラギンスジヒョウモン	3						C
118			ヒメヒカゲ本州西部亜種	3				EN	A	今
119			メスグロヒョウモン	3					注	調
120			スミナガシ本土亜種	3						C
121			ウラギンヒョウモン	3						B
122			オオウラギンヒョウモン	3				CR	絶滅	今
123			クロヒカゲモドキ	1				EN	A	
124			クモガタヒョウモン	3					C	B
125			ミスジチョウ	1, 3						C
126			オオムラサキ	2, 3				NT	C	C
127			ウラナミジャノメ本土亜種	1, 3				VU	B	今
128			ヒメキマダラヒカゲ	3					注	
129		アゲハチョウ科	ギフチョウ	3			希少	VU	B	A
130			オナガアゲハ	3					注	
131		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	3				EN	注	
132			ヤマトスジグロシロチョウ 本州中・南部亜種	3					注	調
133		ツトガ科	ゴマフツトガ	3				NT		
134		ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種	3				NT		
135		スズメガ科	ヒメスズメ	3				NT		
136			オオシモフリスズメ	3						C
137		ヒトリガ科	キハダカノコ	3						C
138			ヤネホソバ	3				NT		
139		ドクガ科	ナチキシタドクガ	3					調	
140			トラサンドクガ	3				NT		
141			スゲドクガ	3				NT		
142		ヤガ科	コシロシタバ	3				NT		
143			ナマリキシタバ	3					C	B
144			ヨシノキシタバ	1					注	
145			クロシオキシタバ	3					注	
146			カバフキシタバ	3					C	
147			ゴマシオキシタバ	3						B

表 2.2-17(4) 文献により確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
148	チョウ目 (鱗翅目)	ヤガ科	フシキキシタバ	3					C	
149			カギモンハナオイアツバ	3				NT		
150			サヌキキリガ	3					C	
151			ウスミモンキリガ	3				NT		
152			キシタアツバ	3				NT		
153		コブガ科	サラサリンガ	3						C
154		ニセマイコガ科	セグロベニトゲアシガ	3						C
155	ハエ目 (双翅目)	ハルカ科	ハマダラハルカ	3				DD		
156		クサアブ科	ネグロクサアブ	2, 3				DD	注	C
157		ミズアブ科	ミズアブ	3						調
158		ムシヒキアブ科	トゲツヤイシアブ	3						調
159		ツリアブ科	トラツリアブ	3					注	C
160			シバカワツリアブ	3						調
161		ハナアブ科	ルリハナアブ	3						調
162			ケンランアリノスアブ	3				VU	調	C
163		シギアブ科	キアシキンシギアブ	3						調
164	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	セアカオサムシ	3				NT	調	C
165			クロヒメヒョウタンゴミムシ	3					調	
166			オサムシモドキ	3					調	今
167			タナカツヤハネゴミムシ	3				DD		
168			チョウセンゴモクムシ	3				VU		
169			クロモンヒラナガゴミムシ	3						調
170			キノコゴミムシ	3						C
171			キベリマルクビゴミムシ	3				EN	B	A
172			オオトックリゴミムシ	3				NT		
173			イグチケブカゴミムシ	3				NT		調
174		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ	3				NT	C	C
175		ゲンゴロウ科	キボシケシゲンゴロウ	3				DD	調	C
176			クロゲンゴロウ	3				NT		C
177			ゲンゴロウ	3		第二		VU	A	A
178			マルコガタノゲンゴロウ	3		国内		CR	A	今
179			コガタノゲンゴロウ	3				VU	A	A
180			マルガタゲンゴロウ	3		第二		VU	C	今
181			シマゲンゴロウ	3				NT	注	B
182			マダラシマゲンゴロウ	3		国内		CR	絶滅	今
183			コマルケシゲンゴロウ	3				NT		
184			オニギリマルケシゲンゴロウ	3				NT		C
185			ケシゲンゴロウ	3				NT	C	B
186			ヒメケシゲンゴロウ	2, 3				VU		C
187			キベリクロヒメゲンゴロウ	3				NT		C
188			コウベツブゲンゴロウ	3				NT	調	B
189			ルイスツブゲンゴロウ	3				VU	調	C
190			シャープツブゲンゴロウ	3				NT		B
191			ニセコウベツブゲンゴロウ	3						調
192			マルチビゲンゴロウ	2, 3				NT		
193			クロマメゲンゴロウ	3						調
194			ヒメゲンゴロウ	2, 3						C
195		ミズスマシ科	オオミズスマシ	3				NT	調	B
196			コミズスマシ	3				EN		調
197			ヒメミズスマシ	3				EN	B	B
198			ミズスマシ	3				VU	B	A
199		コガシラミズムシ科	クロホシコガシラミズムシ	3				VU		

表 2.2-17(5) 文献により確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
200	コウチュウ目 (鞘翅目)	コガシラミズムシ科	キイロコガシラミズムシ	3				VU	C	C
201			マダラコガシラミズムシ	2,3				VU	C	C
202		コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	3				VU	B	A
203		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ	3					C	B
204		セスジガムシ科	セスジガムシ	3				EN		調
205		ホソガムシ科	チュウブホソガムシ	2,3				VU		
206			ヤマトホソガムシ	3				NT		調
207		ガムシ科	スジヒラタガムシ	2,3				NT		
208			コガムシ	2,3				DD		
209			ガムシ	3				NT		C
210			シジミガムシ	3				EN	B	調
211			ミユキシジミガムシ	2,3				NT		調
212		クワガタムシ科	オオクワガタ	3				VU	B	今
213		コガネムシ科	ヤマトアオドウガネ	3					C	
214			アカマダラハナムグリ	3				DD	A	B
215			オオフタホシマグソコガネ	3						C
216			ダイコクコガネ	3				VU	A	
217			コカブトムシ	3						調
218			ツヤスジコガネ	3						C
219			オオチャイロハナムグリ	3				NT	B	
220			シロスジコガネ	3					B	今
221			ヒゲコガネ	3					B	C
222			クロカナブン	3						調
223		ホタル科	ヘイケボタル	3					注	調
224			ヒメボタル	3					注	
225		テントウムシ科	ジュウクホシテントウ	3						C
226			ジュウサンホシテントウ	3						C
227		ツチハンミョウ科	マメハンミョウ	3					C	
228		ゴミムシダマシ科	ヤマトオサムシダマシ	3				NT		調
229		カミキリムシ科	センノキカミキリ	3						調
230			ヨコヤマヒメカミキリ	3						C
231			キイロミヤマカミキリ	3						C
232			マヤサンコブヤハズカミキリ	3					C	
233			オオシロカミキリ	3						調
234			ベニバハナカミキリ	3						C
235			セダコブヤハズカミキリ	3						B
236			カタキハナカミキリ	3						B
237			クリストフコトラカミキリ	3						調
238			ヨツボシカミキリ	3				EN		A
239			ヤノトラカミキリ	3						調
240		ハムシ科	キンイロネクイハムシ	3				NT	C	B
241			カツラネクイハムシ	3					B	A
242	ハチ目 (膜翅目)	コンボウハバチ科	アカガネコンボウハバチ	3						C
243			ホシアシブトハバチ	3				DD	調	
244			ナシモモブトハバチ	3						C
245		ハバチ科	ツマグロアカハバチ	3						C
246			スミスシロオビハバチ	3						C
247		ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ	3				DD		C
248		セイボウ科	オオセイボウ	3				DD		
249		アリ科	ケブカツヤオオアリ	3				DD		
250			ツノアカヤマアリ	3				DD		
251			トゲアリ	2,3				VU		調

表 2.2-17(6) 文献により確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
252	ハチ目 (膜翅目)	スズメバチ科	キオビホオナガスズメバチ	3				DD		
253			ヤマトアシナガバチ	2,3				DD		
254			モンズズメバチ	2,3				DD		
255		クモバチ科	アケボノクモバチ	3				DD		
256			スギハラクモバチ	3				DD	調	調
257			フタモンクモバチ	3				NT		調
258			アオスジクモバチ	3				DD		
259		セナガアナバチ科	サトセナガアナバチ	3						C
260		ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ	3				VU	C	調
261			キアシハナダカバチモドキ	1,3				VU		
262		アリマキバチ科	カラトイスカバチ	3				DD		調
263		アナバチ科	フジジガバチ	3				NT		
264			キゴシジガバチ	3					C	C
265			フクイアナバチ	3				NT	C	C
266		ミツバチ科	クロマルハナバチ	3				NT		
267			ナミルリモンハナバチ	3				DD	調	調
268		ハキリバチ科	トモンハナバチ	3					調	調
269			マイマイツツハナバチ	3				DD		調
270		コマユバチ科	ウマノオバチ	3				NT	C	C
271		ヒメバチ科	ミズバチ	1,3				DD		調
計	13 目	97 科	271 種	—	0 種	7 種	1 種	132 種	139 種	200 種

注) 1: 文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

(キ) 底生動物

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な底生動物の確認状況は、表 2.2-18 に示すとおりであり、10 目 25 科 40 種が確認されている。

表 2.2-18 文献により確認された重要な底生動物

No.	分類	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
1	軟体動物門 腹足綱	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ	3				VU	C	B	
2				オオタニシ	1, 2, 3				NT			
3			カワニナ科	クロダカワニナ	3				NT	C	C	
4			エゾマメタニシ科	イナバマメタニシ	3				VU	B	B	
5				ヒメマルマメタニシ	3				VU	C	C	
6				マメタニシ	2				CR	A		
7		汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ	3				NT			
8			ヒラマキガイ科	カワコザラガイ	3				CR			
9				ヒラマキミズマイマイ	2, 3				DD			
10				クルマヒラマキガイ	3				VU	B	B	
11				ヒラマキガイモドキ	2, 3				NT			
12	軟体動物門 二枚貝綱	イシガイ目	イシガイ科	タガイ	3						C	
13				イシガイ	2, 3					C	B	
14		マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	3				VU	注	C	
15			ドブシジミ科	ドブシジミ	2, 3					C	B	
16	節足動物門 軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ヤマトヌマエビ	3					B	調	
17				ミゾレヌマエビ	3					B		
18			テナガエビ科	ミナミテナガエビ	3					C	C	
19				ヒラテテナガエビ	3					A	B	
20	節足動物門	カゲロウ目 (蜉蝣目)	トビイロカゲロウ科	オオトゲエラカゲロウ	2					注	B	
21	昆虫綱	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	オオイトトンボ	1					B	B	
22			ヤンマ科	マルタンヤンマ	2						調	C
23			サナエトンボ科	オナガサナエ	2							C
24				オジロサナエ	2							C
25				タバサナエ	2					NT		C
26				フタスジサナエ	2					NT		
27			エゾトンボ科	タカネトンボ	2						調	調
28			トンボ科	ノシメトンボ	2						調	C
29		カメムシ目 (半翅目)	ミズムシ科 (昆)	オオミズムシ	2					NT	C	B
30			コオイムシ科	コオイムシ	1, 2					NT		
31			タイコウチ科	ミズカマキリ	1						注	調
32		ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ	2							調
33		コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	コウベツブゲンゴロウ	2					NT	調	B
34				ルイスツブゲンゴロウ	2					VU	調	C
35				マルチビゲンゴロウ	2					NT		
36			ミズスマシ科	オオミズスマシ	1					NT	調	B
37			コガシラミズムシ科	キイロコガシラミズムシ	2					VU	C	C
38				マダラコガシラミズムシ	2					VU	C	C
39			ホソガムシ科	チュウブホソガムシ	2					VU		
40			ガムシ科	スジヒラタガムシ	2					NT		
計		10 目	25 科	40 種	一	0 種	0 種	0 種	24 種	25 種	28 種	

注) 1: 文献 No. は表 2.2-9 に、選定基準は表 2.2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

3: 文献 No. 3 については、「水棲貝類リスト」及び「甲殻類 (淡水・汽水産) リスト」記載種を底生動物として扱った。

(ク)陸産貝類

事業実施区域及びその周囲と神戸市全域における重要な陸産貝類の確認状況は、表 2. 2-19 に示すとおりであり、4 目 16 科 35 種が確認されている。

表 2. 2-19 文献により確認された重要な陸産貝類

No.	目名	科名	種名	文献 No.	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	オキナエビス目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	3				NT		C
2		ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ	2, 3						C
3	ニナ目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ	3				NT	注	B
4		ムシオイガイ科	ミヤコムシオイガイ	3					C	
5			ハリマムシオイガイ	3					A	A
6		ゴマガイ科	オオウエゴマガイ	3						C
7	オオカミガイ目	ケシガイ科	スジケシガイ	3						C
8	マイマイ目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	3				NT		C
9		キバサナギガイ科	ナガナタネガイ	3				LP	B	
10			キバサナギガイ	3				CR+EN	A	今
11		マキゾメガイ科	ヒラドマルナタネ	3					B	
12		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	3					C	B
13		キセルガイ科	ヒメコギセル	3						C
14			オオギセル	3				NT		
15			シリオレトノサマガセル	3				NT		C
16			ハゲギセル	3						C
17			ホソヒメギセル	3				VU		
18		ナメクジ科	イボイボナメクジ	3				NT	A	A
19		オオコウラナメクジ科	オオコウラナメクジ	3				NT	B	C
20		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	2, 3				DD		
21			ハクサンベッコウ	3				DD		
22			キヌツヤベッコウ	3				DD		
23			ヒメハリマキビ	2, 3				NT		
24			ウメムラシタラガイ	3				NT		C
25			オオウエキビ	2, 3				DD		C
26			ヒメカサキビ	2, 3				NT		
27		ニッポンマイマイ科	ケハダヒロウドマイマイ	2, 3				NT	B	B
28			ヤマタカマイマイ	3				NT		C
29		オナジマイマイ科	クチマガリマイマイ	3				NT	B	B
30			マヤサンマイマイ	3			希少	VU	A	A
31			ヌノビキケマイマイ	3			希少	VU	A	A
32			コオオベソマイマイ	3						C
33			イセノナミマイマイ	2, 3					注	
34			ギュリキマイマイ	3					注	B
35			カタマメマイマイ	2, 3				VU	EX	A
計	4 目	16 科	35 種	—	0 種	0 種	2 種	23 種	16 種	24 種

注) 1: 文献 No. は表 2. 2-9 に、選定基準は表 2. 2-11 に対応する。

2: 確認種一覧は、原則「日本野生生物目録—本邦野生動植物の種の現状—無脊椎動物編Ⅲ」(平成 10 年、環境庁、(財) 自然環境研究センター) を加工し作成した。

3: 東北地方以南の個体群が「環境省レッドリスト 2020」において LP に該当する。

② 注目すべき生息地

ア. 注目すべき生息地の選定基準

注目すべき生息地の選定基準は、表 2.2-20 に示すとおりである。

表 2.2-20 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号） 「兵庫県文化財保護条例」 （昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号） 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号） 「三田市文化財保護条例」 （平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号）	特別天然記念物、天然記念物に指定された動物の生息地
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）	生息地等保護区（動物に係るもの）
③	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 （平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）	自然遺産の登録基準に該当するもの
④	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 （昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）	指定湿地
⑤	「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 161 号）	特別保護地区
⑥	「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）	原生環境保全地域、自然環境保全地域
⑦	「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 161 号） 「兵庫県立自然公園条例」（昭和 38 年 7 月 5 日条例第 80 号）	特別地域
⑧	「環境の保全と創造に関する条例」 （平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号）	自然環境保全地域、自然海浜保全地区
⑨	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成 23 年、兵庫県）	A：A ランク B：B ランク C：C ランク
⑩	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2020」 （令和 3 年、神戸市）	鳥類サンクチュアリ指定地

イ. 注目すべき生息地

(7) 天然記念物

事業実施区域及びその周囲に、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号）、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号）及び「三田市文化財保護条例」（平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号）に基づく特別天然記念物、天然記念物に指定された動物の生息地はない。

(4) 生息地等保護区

事業実施区域及びその周囲に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）に基づく生息地等保護区の指定はない。

(7) 自然遺産

事業実施区域及びその周囲に、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）に基づく自然遺産の指定はない。

(1) 指定湿地

事業実施区域及びその周囲に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）に基づく区域の指定はない。

(2) 特別保護地区等

事業実施区域及びその周囲に、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 161 号）に基づく特別保護地区、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）に基づく原生環境保全地域及び自然環境保全地域、「兵庫県立自然公園条例」（昭和 38 年 7 月 5 日条例第 80 号）に基づく特別地域の指定はない。

(2) 自然環境保全地域等

事業実施区域及びその周囲に、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）及び「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号）に基づく自然環境保全地域等の指定はない。

(2) 重要な生態系

事業実施区域及びその周囲に、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成 23 年、兵庫県）による重要な生態系の指定はない。

(2) 鳥類サンクチュアリ指定地

事業実施区域及びその周囲に、「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2020」（令和 3 年、神戸市）による鳥類サンクチュアリの指定はない。

2.2.6 生態系

(1) 環境類型区分

事業実施区域及びその周囲における生態系及び環境類型区分は、表 2.2-21 及び図 2.2-7 に示すとおりであり、生態系は樹林地、草地、市街地等、水域の 4 区分、環境類型は広葉樹（二次林）、針葉樹等、乾性草地、湿性草地、市街地等及び開放水域の 6 つに区分される。

事業実施区域の周囲は、湿性草地及び市街地等の占める割合が大きく、広葉樹（二次林）、針葉樹等、乾性草地及び開放水域が点在している。

事業実施区域の環境類型区分は、針葉樹等、乾性草地、湿性草地及び市街地等となっている。

表 2.2-21 環境類型区分の概要

生態系区分	地形・土地利用	環境類型区分	植生区分
樹林地	平地、丘陵地	広葉樹（二次林）	アベマキーコナラ群集
		針葉樹等	モチツツジ・アカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、その他植林、竹林
草地	平地、人工改変地	乾性草地	クズ群落、伐採跡地群落（Ⅶ）、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地
		湿性草地	ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス、水田雑草群落
市街地等	平地	市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工場地帯、造成地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
水域	河川、ため池、水路	開放水域	開放水域

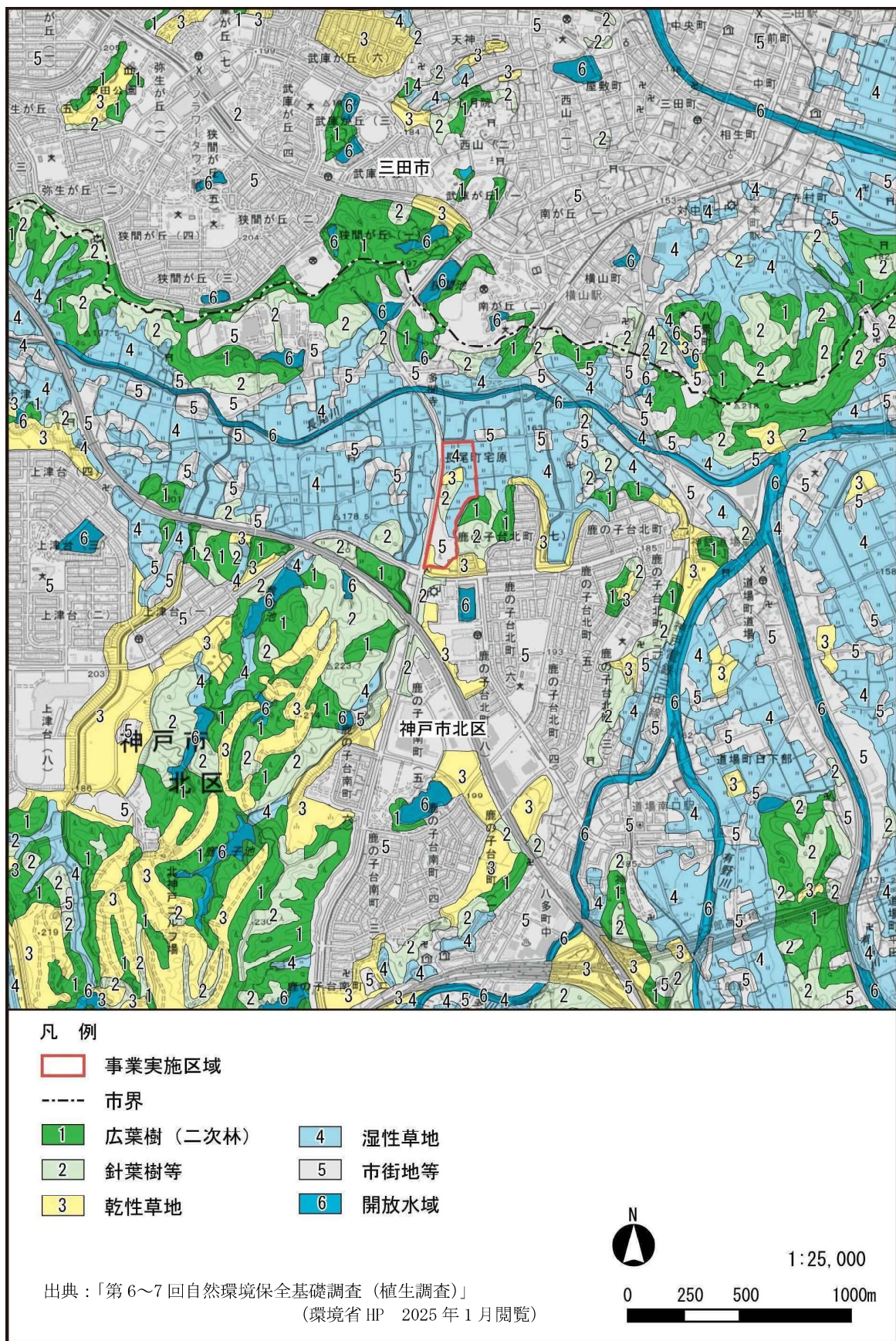


図 2.2-7 環境類型区分

(2) 生態系の概要

文献により確認された主な動植物種から想定される食物連鎖の概要は、図 2.2-8 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、樹林環境、草地環境及び市街地等となっており、その中に水域環境が点在している。

樹林環境は、アベマキーコナラ群集の広葉樹の二次林とモチツツジアカマツ群集及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の針葉樹の植林地が分布している。樹林環境の低次消費者としては、バッタ類、チョウ類等の昆虫類が想定される。これらの上位には、カエル類、トカゲ類等の両生類・爬虫類、ネズミ類等の雑食性小型哺乳類、ノウサギ等の植食性中型哺乳類、その上位には、キツツキ類、カラ類等の森林性鳥類、ヘビ類の爬虫類が想定され、最上位に高次消費者としてイノシシ、タヌキ、キツネ、イタチ類等の雑食性哺乳類が想定される。

草地環境は、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地等の乾性草地と水田雑草群落、ツルヨシ群集、オギ群集等の湿性草地在分布している。草地環境の低次消費者としては、トンボ類、バッタ類等の昆虫類が想定される。これらの上位には、カエル類、トカゲ類等の両生類・爬虫類、ネズミ類等の雑食性小型哺乳類、ノウサギ等の植食性中型哺乳類、その上位には、ツグミ、モズ等の草地性鳥類、ヘビ類の爬虫類が想定され、最上位に高次消費者としてイノシシ、タヌキ、キツネ、イタチ類等の雑食性哺乳類が想定される。

水域環境（河川、水路、溜池）の低次消費者としては、水生昆虫類、甲殻類等の底生動物が想定される。これらの上位には、ギンブナ、オイカワ等の魚類、カエル類等の両生類、カメ類の爬虫類、カモ類等の水辺性鳥類が位置し、最上位に高次消費者として水辺性鳥類のサギ類、カワセミ等が想定される。

市街地等（植栽樹、草本類）の低次消費者としては、テントウムシ類、チョウ類等の昆虫類が想定される。これらの上位には、スズメ、ハト類等の鳥類が位置し、最上位にカラス類が想定される。

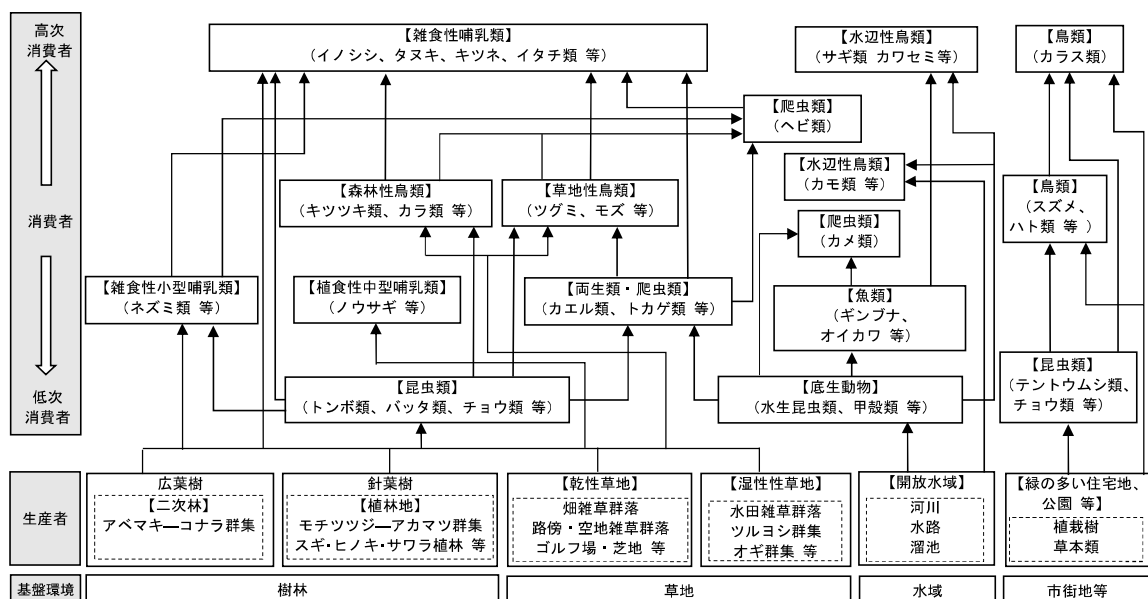


図 2.2-8 食物連鎖模式図

2.2.7 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 2.2-22 及び図 2.2-9 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、9 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。

なお、事業実施区域に人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

表 2.2-22 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	名称	区分	概要
1	長尾町公園	都市公園	樹木、散策路、運動場、遊具、眺望
2	菅生公園	都市公園	樹木、散策路、芝生広場、運動場、眺望
3	千代ヶ谷公園	都市公園	樹木、散策路、芝生広場、遊具、眺望
4	掖谷公園	都市公園	樹林、散策路、芝生広場、球技場、遊具
5	北神戸田園スポーツ公園	都市公園	樹林、散策路、芝生広場、池、球技場
6	深田公園	都市公園	樹林、散策路、芝生広場、池、遊具
7	小屋ヶ谷公園	都市公園	樹林、散策路、池、広場、遊具
8	三田谷公園	都市公園	樹林、散策路、池、球技場
9	ブイブイの森（南公園）	都市公園	樹林、散策路、池、眺望

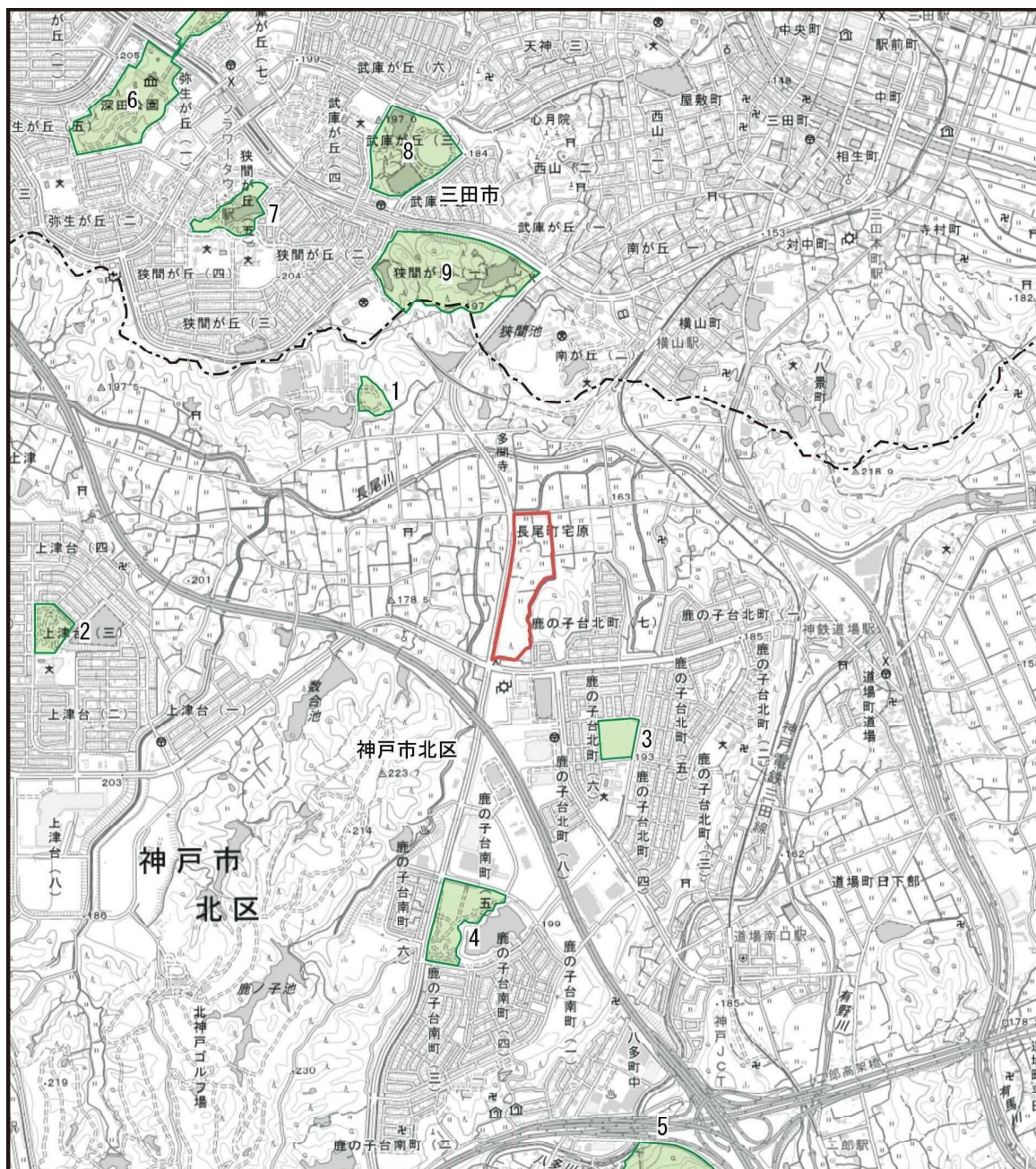
注）表中の No. は、図 2.2-9 に対応する。

出典：「神戸市情報マップ」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「神戸の身近な公園情報」（神戸市公園緑化協会 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市地図情報」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市内の公園案内」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）



凡 例

- 事業実施区域
- 市界
- 人と自然との触れ合いの活動の場

注) 図中の番号は、表 2.2-22 に対応する。

出典：「神戸市情報マップ」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)
「神戸の身近な公園情報」
(神戸市公園緑化協会 HP 2025 年 1 月閲覧)
「三田市地図情報」(三田市 HP 2025 年 1 月閲覧)
「三田市内の公園案内」(三田市 HP 2025 年 1 月閲覧)



1:25,000

0 250 500 1000m



図 2.2-9 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

2.2.8 景観

(1) 景観資源

事業実施区域及びその周囲に、「第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）及び「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成23年、兵庫県）による景観資源は存在しない。

(2) 主要な眺望点

事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点の状況は、表 2.2-23 及び図 2.2-10 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、12箇所の主要な眺望点が存在する。

なお、事業実施区域に主要な眺望点は存在しない。

表 2.2-23 主要な眺望点の状況

No.	名称	概要
1	長尾町公園	散策路、遊具が整備され、周囲の景色を眺望できる。
2	菅生公園	起伏のある小さな丘や芝生広場があり、展望の丘からは、周囲の山々の景色を眺望できる。
3	千代ヶ谷公園	起伏のある小さな丘や芝生広場があり、周囲の景色を眺望できる。
4	ブイブイの森（南公園）	散策路が整備され豊かな自然が楽しめる。標高 213m の展望所から周囲の景色を眺望できる。
5	三輪神社	西暦 765 年には記録がある神社。丘陵に位置し周囲の景色を眺望できる。
6	欣勝寺	民話が伝わる寺院。丘陵に位置し周囲の景色を眺望できる。
7	塩田八幡宮	西暦 810 年には記録がある厄払いで有名な神社。丘陵に位置し周囲の景色を眺望できる。
8	鐺射山	標高 327m の山。ハイキングコースが整備され、山頂には寺院がある。周囲の景色を眺望できる。
9	光山寺	標高約 290m の山頂には、寺院、展望台があり、周囲の景色を眺望できる。
10	道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢	西日本最大級の道の駅で、ホテル、温泉、遊園地、バーベキュー場等が整備されている。
11	北神戸田園スポーツ公園	高台にある公園。散策路、芝生広場等が整備され、周囲の景色を眺望できる。
12	百丈岩	標高差約 60m の巨岩。登山コースがあり、岩頂から周囲の景色を眺望できる。

注）表中の No. は、図 2.2-10 に対応する。

出典：「神戸の身近な公園情報」（神戸市公園緑化協会 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市内の公園案内」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「Feel KOBE 神戸公式観光サイト」（神戸環境局 HP 2025 年 1 月閲覧）

「観光ガイド&マップ三田」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「神戸らしい眺望景観 50 選・10 選」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「神社紹介」（兵庫県神社庁 HP 2025 年 1 月閲覧）

「自然歩道」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

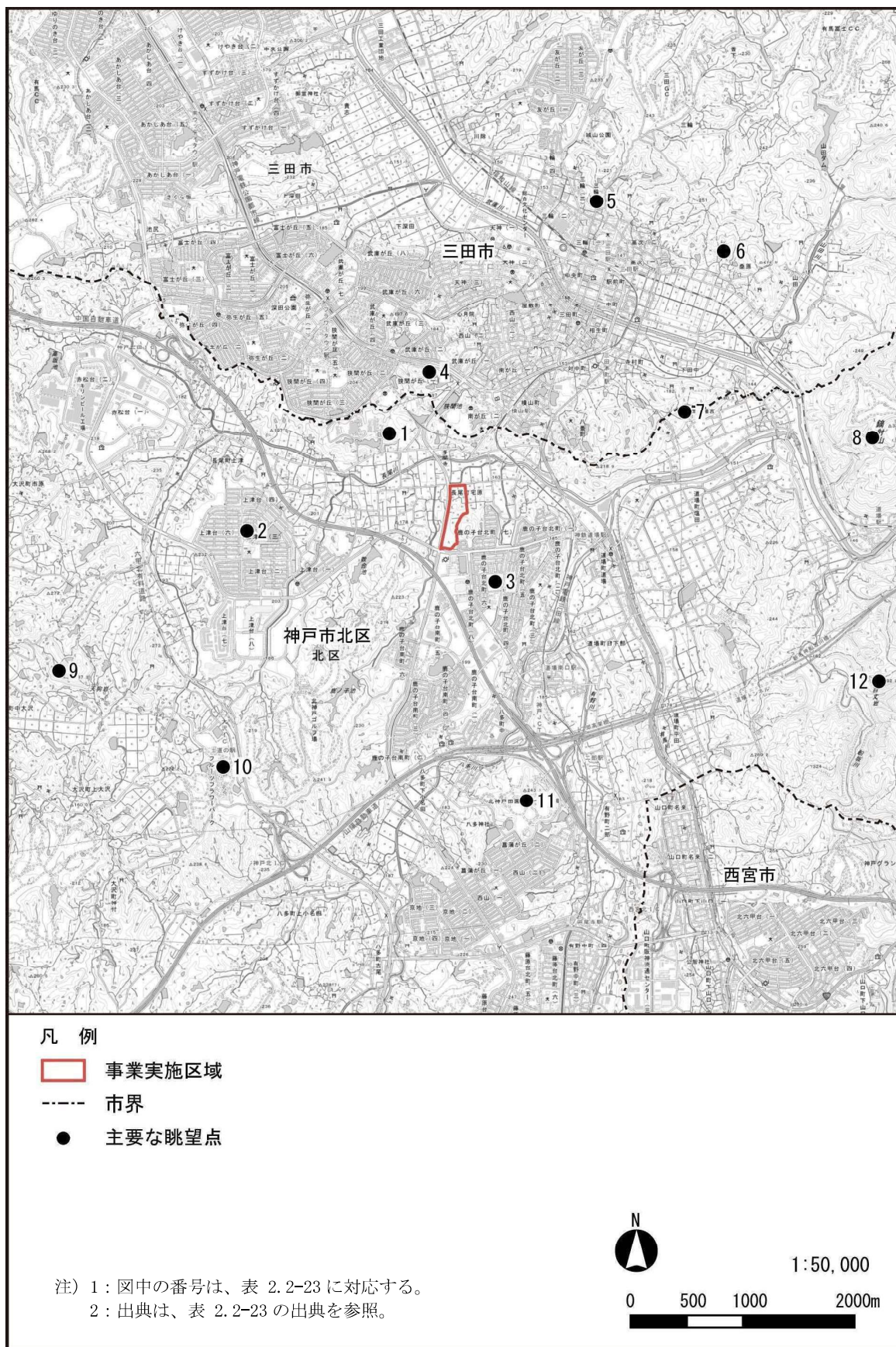


図 2.2-10 主要な眺望点の状況

2.2.9 文化環境

(1) 指定文化財

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)、「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号)、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号)及び「三田市文化財保護条例」(平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号)に基づく指定文化財等の状況は、表 2.2-24 及び図 2.2-11 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、1 件の指定文化財と 2 件の登録文化財が存在する。

なお、事業実施区域に指定文化財等は存在しない。

表 2.2-24 指定文化財等の状況

No.	区分	種別	名称	所在地	指定・登録 年月日
1	県指定	建造物	旧九鬼家住宅	三田市屋敷町 7-35	H10.4.7
2	国登録		三田学園中学本館	三田市南が丘 2-13-65	H10.4.21
3	市登録		大前家住宅	神戸市北区道場町	—

注) 表中の No. は、図 2.2-11 に対応する。

出典: 「神戸市文化財情報」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「指定文化財」(三田市 HP 2025 年 1 月閲覧)



図 2.2-11 指定文化財等の状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 2.2-25 及び図 2.2-12 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、152 件の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

事業実施区域には、宅原遺跡群（No. 119）が存在する。また、事業実施区域の東側の隣接地には、宅原城跡（No. 124）が存在する。

表 2.2-25(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	包蔵地名	所在地	種別	時代
1	三田谷古墳群第 1 号墳	三田市天神 3 丁目三田谷	古墳	—
2	三田谷古墳群第 2 号墳	三田市天神 3 丁目三田谷	古墳	—
3	天神遺跡	三田市天神 3 丁目	集落跡	—
4	池ノ首遺跡	三田市天神 3 丁目	集落遺跡	—
5	三田藩陣屋（三田城）跡 車瀬城跡	三田市天神 2 丁目陣屋跡	城館跡	—
6	古城遺跡	三田市天神 2 丁目古城跡	集落跡	—
7	一乗寺址	三田市中央町	社寺跡	—
8	梅林寺址	三田市西山 2 丁目	社寺跡	—
9	西山垣内遺跡	三田市西山 2・3 丁目	集落遺跡	—
10	桃禅寺址	三田市屋敷町西山垣内	社寺跡	—
11	大池ノ南遺跡	三田市三田・大池南	集落遺跡	—
12	西山・芳ノ塚遺跡	三田市西山 2 丁目芳ノ塚	集落跡	—
13	芳ノ塚古墳群台 1 号墳	三田市西山 2 丁目	古墳	—
14	芳ノ塚古墳群台 2 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
15	芳ノ塚古墳群台 3 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
16	芳ノ塚古墳群台 4 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
17	芳ノ塚古墳群台 5 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
18	芳ノ塚古墳群台 6 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
19	芳ノ塚古墳群台 7 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
20	芳ノ塚古墳群台 8 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
21	芳ノ塚古墳群台 9 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
22	芳ノ塚古墳群台 10 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
23	芳ノ塚古墳群台 11 号墳	三田市西山 1 丁目	古墳	—
24	屋敷町遺跡	三田市屋敷町	社寺跡	—
25	屋敷町西方寺裏窯	三田市屋敷町	生産遺跡	—
26	三田町遺跡	三田市三田町	集落遺跡	—
27	明王寺址	三田市西山 2 丁目	社寺跡	—
28	平家垣内遺跡	三田市西山 2・3 丁目	集落遺跡	—
29	南が丘・打上がり遺跡	三田市南が丘 1 丁目	集落跡	—
30	法泉寺址	三田市南が丘 1 丁目	社寺跡	—
31	対中遺跡	三田市対中町	集落跡	—
32	清楽寺址	三田市下田中城之内	社寺跡	—
33	下田中城跡	三田市下田中城之内	城館跡	—
34	蓮花寺址	三田市寺町町上山	社寺跡	—
35	上山古墳群第 1 号墳	三田市寺町町上山	古墳	—
36	上山古墳群第 2 号墳	三田市寺町町上山	古墳	—
37	上山古墳群第 3 号墳	三田市寺町町上山	古墳	—
38	上山古墳群第 60 号墳	三田市寺町町上山	古墳	—

表 2. 2-25 (2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	包蔵地名	所在地	種別	時代
39 ～ 90	上山古墳群第 17～59 号墳 上山古墳群第 61～68 号墳	三田市寺町町上山	古墳	—
91	畑中遺跡	三田市南が丘 2 丁目畑中	散布地	—
92	横山城跡	三田市横山町長尾佐	城館跡	—
93	墓山古墳	三田市横山町墓山	古墳	—
94	尾張谷古墳	三田市八景町尾張谷	古墳	—
95	丈ヶ岡遺跡	三田市八景町丈ヶ岡	散布地	—
96	立石城跡	三田市寺村町上山	城館跡	—
97	上山南古墳群第 1 号墳	三田市寺村町上山	古墳	—
98	上山南古墳群第 2 号墳	三田市寺村町上山	古墳	—
99	八幡神社古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
100	八幡神社古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
101	八幡神社古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
102	塩田北山西古墳	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
103	塩田北山東古墳	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
104	川北古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
105	寺谷古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
106	寺谷古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
107	長尾小学校裏古墳	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
108	奥田古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
109	奥田古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
110	定塚古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
111	炭焼古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
112	天皇山古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
113	鉢屋古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
114	八景中学南古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
115	八景中学南古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
116	八景中学南古墳群	神戸市北区道場町塩田	古墳	古墳
117	上津遺跡	神戸市北区長尾町上津	集落跡	古墳
118	茶臼山城跡	神戸市北区長尾町上津	城館跡	中世
119	宅原遺跡群	神戸市北区長尾町宅原・上津	集落跡	弥生～中世
120	塩田遺跡	神戸市北区道場町塩田	集落跡	弥生～中世
121	雲禅寺廃寺	神戸市北区長尾町宅原	社寺跡	—
122	豊浦古墳群	神戸市北区長尾町宅原	古墳	古墳
123	普門邸	神戸市北区長尾町宅原	その他の遺跡	中世
124	宅原城跡	神戸市北区長尾町宅原	城館跡	中世
125	北区 No. 54 遺跡	神戸市北区長尾町宅原	散布地	—
126	北区 No. 55 遺跡	神戸市北区長尾町宅原	散布地	中世
127	北神 N. T. No. 2 古墳	神戸市北区道場町日下部	古墳	古墳
128	北神 N. T. No. 3 古墳	神戸市北区道場町日下部	古墳	古墳
129	松原城跡	神戸市北区道場町塩田	城館跡	中世
130	北神 N. T. No. 4 古墳	神戸市北区長尾町宅原	集落跡	中世
131	北神 N. T. No. 9 古墳	神戸市北区道場町日下部	古墳	古墳
132	日下部遺跡	神戸市北区道場町日下部	集落跡	古墳～中世
133	日下部北遺跡	神戸市北区道場町日下部	集落跡	中世
134	北区 No. 323 遺跡	神戸市北区八多町下小名田	散布地	—

表 2. 2-25 (3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	包蔵地名	所在地	種別	時代
135	小名田窯跡	神戸市北区八多町下小名田	生産遺跡	中世
136	中遺跡	神戸市北区八多町中	集落跡	平安・中世
137	北神 N. T. No. 17 古墳	神戸市北区八多町中	集落跡	古墳
138	北神 N. T. No. 16 古墳	神戸市北区八多町中	集落跡	古墳
139	日下部遺跡	神戸市北区道場町日下部	集落跡	古墳～中世
140	小坂砦跡	神戸市北区有野町二郎	城館跡	中世
141	小坂遺跡	神戸市北区有野町二郎	集落跡	古墳～中世
142	堂垣内遺跡	神戸市北区有野町二郎	その他の墓	中世
143	オキダ古墳群	神戸市北区有野町二郎	古墳	古墳
144	二郎遺跡	神戸市北区有野町二郎	集落跡	古墳
145	二郎古墳群	神戸市北区有野町二郎	古墳	古墳
146	二郎古墳群	神戸市北区有野町二郎	古墳	古墳
147	二郎古墳群	神戸市北区有野町二郎	古墳	古墳
148	北区 No. 100 遺跡	神戸市北区有野町二郎	散布地	古墳
149	下二郎遺跡	神戸市北区有野町二郎	集落跡	弥生～中世
150	二郎南古墳群	神戸市北区有野町二郎	古墳	古墳
151	二郎南古墳群	神戸市北区有野町二郎	古墳	古墳
152	平田遺跡	神戸市北区道場町平田	集落跡	弥生～中世

注) 表中の No. は、図 2. 2-12 に対応する。

出典：「神戸市情報マップ（埋蔵文化財包蔵地図）」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「遺跡地図」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）



図 2.2-12 埋蔵文化財包蔵地の状況

2.3 地域の社会的状況

2.3.1 人口等

神戸市、神戸市北区及び三田市における人口、世帯数及び人口密度の状況は、表 2.3-1 に示すとおりである。

事業実施区域の位置する神戸市北区の人口は減少傾向、世帯数はやや増加傾向となっている。

表 2.3-1 人口、世帯数及び人口密度の状況

区分	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
神戸市	令和2年	1,525,152	734,920	2,738
	令和3年	1,517,073	738,314	2,724
	令和4年	1,510,171	743,089	2,711
	令和5年	1,499,887	745,656	2,693
	令和6年	1,492,282	750,913	2,679
	神戸市北区	令和2年	210,492	88,489
		令和3年	209,357	89,101
		令和4年	208,030	89,655
		令和5年	205,978	89,955
		令和6年	204,110	90,247
三田市	令和2年	110,996	46,747	528
	令和3年	109,781	46,872	522
	令和4年	108,577	47,023	516
	令和5年	107,346	47,037	510
	令和6年	106,511	47,451	506

注) 各年、10月1日現在の値である。

出典:「神戸市統計書」(神戸市HP 2025年1月閲覧)

「三田市統計書(令和5年版)」(三田市HP 2025年1月閲覧)

「行政町別人口表」(三田市HP 2025年1月閲覧)

2.3.2 産業

神戸市、神戸市北区及び三田市における産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2.3-2 に示すとおりである。

事業実施区域の位置する神戸市北区では、事業所数は卸売業、小売業が最も多く、従業者数は医療、福祉が最も多くなっている。

表 2.3-2 産業分類別事業所数及び従業者数

市区名 区分 分類	神戸市		神戸市北区		三田市	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
総数	63,051	771,382	5,230	60,377	2,744	44,826
第一次産業	111 (0.2%)	1,014 (0.1%)	33 (0.6%)	331 (0.5%)	29 (1.1%)	350 (0.8%)
農林漁業	111	1,014	33	331	29	350
第二次産業	7,277 (11.5%)	111,187 (14.4%)	592 (11.3%)	5,245 (8.7%)	390 (14.2%)	11,700 (26.1%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	6	—	—	—	—
建設業	3,726	27,793	404	2,151	189	914
製造業	3,550	83,388	188	3,094	201	10,786
第三次産業	55,663 (88.3%)	659,181 (85.5%)	4,605 (88.0%)	54,801 (90.8%)	2,325 (84.7%)	32,776 (73.1%)
電気・ガス・熱供給・水道業	89	3,409	14	129	6	62
情報通信業	850	16,111	43	238	22	309
運輸業、郵便業	2,105	53,450	108	3,219	43	1,099
卸売業、小売業	15,233	152,798	1,330	13,281	655	6,981
金融業、保険業	946	16,849	57	504	37	505
不動産業、物品賃貸業	5,164	24,025	347	1,411	174	786
学術研究、専門・技術サービス業	3,600	29,657	175	704	117	703
宿泊業、飲食サービス業	8,844	67,784	559	7,419	284	3,037
生活関連サービス業、娯楽業	4,624	26,457	479	2,849	232	1,434
教育、学習支援業	2,732	46,598	337	4,368	182	4,082
医療、福祉	6,414	116,076	729	15,606	293	7,919
複合サービス事業	225	3,040	41	968	25	428
サービス業 (他に分類されないもの)	4,632	80,480	354	3,033	227	4,122
公務 (他に分類されるものを除く)	205	22,447	32	1,072	28	1,309

注) 1: 令和3年6月1日現在の値である。

2: 事業所数の総数には事業内容等が不詳の事業所を含むため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

3: 構成比については、小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

出典: 「兵庫県統計書(令和4年(2022))」(兵庫県HP 2025年1月閲覧)

2.3.3 交通

(1) 道路

事業実施区域及びその周囲における交通網図は、図 2.3-1 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲の道路は、高速自動車国道の中国自動車道、新名神高速道路及び山陽自動車道、一般国道の 176 号、主要地方道の西脇三田線、三木三田線等、一般県道の定塚四軒茶屋線、テクノパーク三田線等、一般市道の北神中央線、長尾線等が通っている。

事業実施区域の西側には一般市道の北神中央線、南側には一般市道の長尾線が通っている。

事業実施区域及びその周囲における自動車交通量の状況は表 2.3-3 に、調査区間は図 2.3-2 に示すとおりである。

事業実施区域の西側を通る一般市道北神中央線 (No. 20) の自動車交通量は 17,537 台/12 時間及び 23,149 台/24 時間、南側を通る一般市道長尾線 (No. 21) の自動車交通量は 8,719 台/12 時間及び 11,160 台/24 時間となっている。

表 2.3-3 自動車交通量調査結果 (令和 3 年度)

No.	種別	路線名	観測地点	平日交通量 (台)	
				昼間 12 時間	24 時間
1	高速自動車国道	新名神高速道路	宝塚北スマート～神戸 JCT	20,424	34,407
2		山陽自動車道	神戸 JCT～神戸北	33,549	52,692
3		中国自動車道	神戸 JCT～神戸三田	31,582	41,867
4			西宮北～神戸 JCT	43,331	57,852
5	一般国道	176 号	神戸市北区道場町塩田	15,993	21,271
6				18,600	24,366
7			三田市横山町	18,478	24,182
8			三田市対中町 3 丁目	11,089	14,416
9	主要地方道	西脇三田線	神戸市北区長尾町宅原	7,236	9,262
10				19,511	26,145
11			三田市南が丘 2 丁目	9,791	12,728
12		三木三田線	神戸市北区道場町日下部	3,824	4,780
13				7,841	10,036
14		神戸三田線	神戸市北区道場町日下部	4,655	5,865
15		灘三田線	長尾～神戸三田	9,747	11,473
16			神戸北～大沢	15,335	20,089
17	一般県道	テクノパーク三田線	三田市武庫が丘 4 丁目	23,412	30,419
18		黒石三田線	三田市天神 1 丁目	4,941	6,226
19		定塚四軒茶屋線	—	7,767	9,942
20	一般市道	北神中央線	神戸市北区八多町下小名田	17,537	23,149
21		長尾線	神戸市北区赤松台 1 丁目	8,719	11,160

注) 1: 表中の No. は、図 2.3-2 に対応する。

2: 斜体の値は、推計値である。

出典: 「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 HP 2025 年 1 月閲覧)



図 2.3-1 交通網図



図 2.3-2 自動車交通量調査区間

(2) 鉄道

事業実施区域及びその周囲における交通網図は、前掲図 2.3-1 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、神戸電鉄の三田線及び公園都市線、JR の福知山線（宝塚線）が通っており、事業実施区域の最寄りの駅としては、神戸鉄道の横山駅及び神鉄道場駅がある。

事業実施区域の周囲の駅における 1 日平均の乗車人員は、表 2.3-4 に示すとおりであり、令和 4 年度の 1 日平均の乗車人員数は、横山駅が 2,358 人、神鉄道場駅が 1,261 人となっている。

表 2.3-4 駅の乗車人員（1 日平均）

（単位：人）

路線		駅名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
神戸電鉄	三田線	三田駅	8,383	8,262	6,621	6,543	6,868
		三田本町駅	331	338	297	306	336
		横山駅	2,356	2,397	2,167	2,212	2,358
		神鉄道場駅	1,355	1,344	1,107	1,143	1,261
		道場南口駅	1,654	1,679	1,390	1,447	1,524
		二郎駅	110	107	84	87	100
	公園都市線	フラワータウン駅	2,786	2,693	2,152	2,177	2,262

出典：「神戸市統計書」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市統計書（令和 5 年版）」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

(3) バス

事業実施区域及びその周囲におけるバス路線の状況は、図 2.3-3 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、神姫バスの路線が通っている。

事業実施区域の西側及び南側には神姫バスの路線が通っており、最寄りのバス停留所として、宅原及び鹿の子台北町 6 丁目がある。



図 2.3-3 バス路線図

2.3.4 地域社会

(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 2.3-5 及び図 2.3-4 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、保育所が 8 箇所、幼稚園が 7 箇所、小学校が 7 箇所、中学校が 4 箇所、高等学校が 3 箇所、専修学校が 1 箇所、老人福祉施設が 5 箇所、病院・診療所が 3 箇所、図書館・文化施設が 2 箇所存在する。

なお、事業実施区域に環境の保全についての配慮が特に必要な施設は存在しない。

表 2.3-5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

No.	区分	名称	No.	区分	名称
1	保育所	なかよしキッズ	21	小学校	狭間小学校
2		Ascot International School Japan	22		弥生小学校
3		かたつむりランド道場南口園	23	中学校	北神戸中学校
4		三田虹の子保育園	24		八景中学校
5		三田こぼと保育園	25		三田学園中学校
6		よこやま保育園	26		狭間中学校
7		ちびっこランドさんだ南が丘園	27	高等学校	有馬高等学校
8		KID ACADEMY NURSERY 三田園	28		北摂三田高等学校
9	幼稚園	道場幼稚園	29		三田学園高等学校
10		長尾幼稚園	30	専修学校	三田モードビジネス専門学校
11		鹿の子台幼稚園	31	老人福祉施設	八多の里
12		三田幼稚園	32		ほわいえ
13		北摂第一幼稚園	33		エスポワール神戸北
14		三田さち幼稚園	34		オーキッド
15		やよい幼稚園	35		サンサリテ三田
16	小学校	道場小学校	36	病院・診療所	恒生病院
17		長尾小学校	37		恒生かのか病院
18		鹿の子台小学校	38		宝塚三田病院
19		三田小学校	39	図書館・文化施設	三田市立図書館
20		武庫小学校	40		兵庫県立人と自然の博物館

注) 表中の No. は、図 2.3-4 に対応する。

出典：「保育施設一覧」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「市立幼稚園」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「保育所・認定こども園・幼稚園等」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「市立小・中学校一覧」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「兵庫県内の私立学校」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

「県立学校一覧」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

「高齢者福祉施設一覧」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「高齢者福祉施設一覧」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

「兵庫県病院名簿（令和 6 年 4 月 1 日現在）」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

「図書館」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「施設マップ」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）



図 2.3-4 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

(2) 住宅等の配置

事業実施区域及びその周囲における住宅等の状況は、図 2.3-5 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、狭間が丘、上津台、鹿の子台等の住宅地がある。

事業実施区域の南東側には、鹿の子台北町の住宅地があり、周囲の耕作地の中にも住宅等が点在している。



図 2.3-5 住宅等の状況

2.3.5 土地利用等

(1) 土地利用

神戸市、神戸市北区及び三田市における地目別土地面積の状況は、表 2.3-6 に示すとおりである。

事業実施区域の位置する神戸市北区では、山林の割合が最も高く、次いで宅地、田の順となっている。

表 2.3-6 地目別土地面積の状況（令和 5 年）

（単位：ha）

区分	神戸市	神戸市北区	三田市
総数	25,712	11,970	21,032
田	4,273	1,825	2,039
畑	495	175	205
宅地	10,042	2,087	1,357
山林	7,699	6,394	6,910
原野	297	152	164
池沼	10	—	1
雑種地	2,896	1,338	765
鉄道軌道用地	220	—	42
その他	—	—	9,549

注) 1：1 月 1 日現在の値である。

2：四捨五入のため総数が一致しない場合がある。

3：「—」は、出典に記載のない項目である。

出典：「神戸市統計書」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市統計書（令和 5 年版）」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

(2) 土地利用計画

① 都市地域

事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）に基づく都市地域の指定状況は、図 2.3-6 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、都市地域の指定がある。

なお、事業実施区域には、市街化調整区域の指定がある。

② 農業地域

事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）に基づく農業地域の指定状況は、図 2.3-7 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、農業地域及び農用地区域の指定がある。

なお、事業実施区域には、農業地域及び農用地区域の指定がある。

③ 森林地域

事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）に基づく森林地域の指定状況は、図 2.3-8 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、森林地域及び地域森林計画対象民有林の指定がある。

なお、事業実施区域には、地域森林計画対象民有林の指定がある。



図 2.3-6 都市地域の指定状況



図 2.3-7 農業地域の指定状況



図 2.3-8 森林地域の指定状況

(3) 用途地域

事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況は、図 2.3-9 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、用途地域の指定がある。

なお、事業実施区域に用途地域の指定はない。

2.3.6 水域利用等

(1) 上水道

「神戸水道ビジョン 2025」（平成 28 年 3 月、神戸市）によると事業実施区域の位置する神戸市北区では、阪神水道企業団（水源：琵琶湖、淀川）、兵庫県水道用水供給事業（水源：吞吐ダム、青野ダム、一庫ダム）から購入した水道水と、千苺浄水場（水源：千苺貯水池）で浄水処理を行った水道水が供給されている。

(2) 地下水

神戸市及び三田市における地下水の取水量は、表 2.3-7 に示すとおりである。

表 2.3-7 地下水の取水量

区分	工業用水 ($\text{m}^3/\text{日}$)	上水道 ($\text{千 m}^3/\text{年}$)
神戸市	6,782	—
三田市	113	218

注) 工業用水は令和 4 年 6 月 1 日現在、上水道は令和 4 年度の値である。

出典：「令和 4 年経済構造実態調査」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

「令和 4 年度水道施設現況調査」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

(3) 漁業権

事業実施区域及びその周囲における内水面漁業権の設定状況は、図 2.3-10 に示すとおりである。

事業実施区域の西側～北側を流れる鹿ノ子川には、内水面漁業権（内共第 2 号）が設定されている。

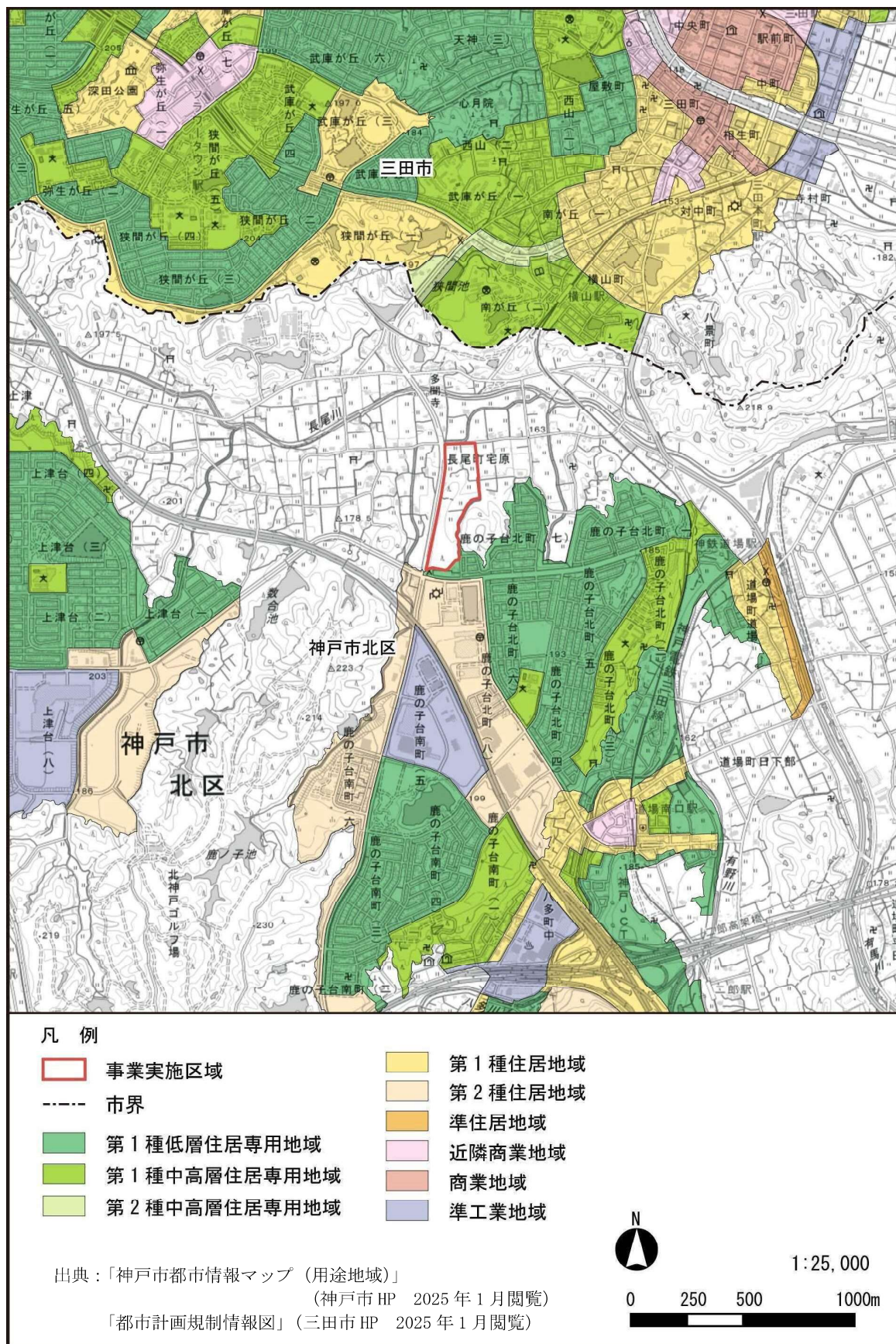


図 2.3-9 用途地域の指定状況



図 2.3-10 内水面漁業権の設定状況

2.3.7 環境関連社会資本

(1) 上水道

神戸市及び三田市における上水道普及状況は、表 2.3-8 に示すとおりである。

令和 4 年度の上水道普及率は、神戸市が 99.9%、三田市が 99.4%となっている。

表 2.3-8 上水道普及状況（令和 4 年度）

区分	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	配水管等総延長 (m)
神戸市	1,501,678	1,499,421	99.9	1,124,323
三田市	107,744	107,052	99.4	699,273

出典：「神戸市統計書」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市統計書（令和 5 年版）」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

(2) 下水道

神戸市及び三田市における下水道普及状況は、表 2.3-9 に示すとおりである。

令和 4 年度の下水道普及状況は、神戸市が 98.7%、三田市が 89.1%となっている。

表 2.3-9 下水道普及状況（令和 4 年度）

区分	行政区域内人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
神戸市	1,503,386	1,484,249	98.7
三田市	107,744	96,029	89.1

出典：「神戸市統計書」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「三田市統計書（令和 5 年版）」（三田市 HP 2025 年 1 月閲覧）

(3) ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況

① 一般廃棄物

神戸市及び三田市における一般廃棄物の処理状況は、表 2.3-10 に示すとおりである。

令和 4 年度のごみ総排出量は神戸市が 498,267t、三田市が 32,121t、ごみ処理量は神戸市が 461,880t、三田市が 29,253t、リサイクル率は神戸市が 12.5%、三田市が 12.8%となっている。

事業実施区域の位置する神戸市では、クリーンセンター（焼却施設）が 3 箇所、破碎施設が 1 箇所、資源リサイクルセンターが 1 箇所、環境センター（埋立処分地）が 2 箇所あり、一般廃棄物の処理及び再資源化を行っている。

表 2.3-10 一般廃棄物の処理状況（令和 4 年度）

区分		神戸市	三田市
ごみ総排出量	合計（t）	498,267	32,121
	計画収集量（t）	434,552	27,223
	直接搬入量（t）	27,328	2,030
	集団回収量（t）	36,387	2,868
ごみ処理量	合計（t）	461,880	29,253
	直接焼却量（t）	401,066	26,617
	直接最終処分量（t）	4,549	0
	焼却以外の中間処理量（t）	56,265	2,542
	直接資源化量（t）	0	94
中間処理後再生利用量（t）		26,142	1,164
リサイクル率（%）		12.5	12.8
最終処分量（t）		66,960	3,588

注）リサイクル率：（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量） / （ごみ処理量＋集団回収量）×100

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和 4 年度）」（環境省 HP 2025 年 1 月閲覧）

② 産業廃棄物

「兵庫県資源循環推進計画」（令和 6 年 1 月、兵庫県）によると、兵庫県における令和 2 年度の産業廃棄物の排出量は 21,209 千 t で、汚泥が 11,540 千 t（約 54%）と最も多く、次いで鉋さいの 2,625 千 t（約 12%）、ばいじんの 1,063 千 t（約 5%）の順となっている。

事業実施区域及びその周囲における産業廃棄物処理施設の状況は、表 2.3-11 及び図 2.3-11 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、中間処理施設が 1 箇所存在する。

表 2.3-11 産業廃棄物処理施設の状況

No.	名称	所在地	種別	許可品目
1	株式会社リパースケミカル	神戸市北区道場町塩田山崎 2636	中間処理施設	廃油

出典：「産業廃棄物処理業」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）



図 2.3-11 産業廃棄物処理施設の状況

2.3.8 地域地区の指定及び計画等

(1) 公害関係法令等

① 環境基準等

ア. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 2.3-12 に示すとおりであり、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づき定められている。

表 2.3-12 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」

（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

イ. 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）及び「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）により定められている。騒音に係る環境基準は表 2.3-13 に、類型の指定状況は図 2.3-12 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、市街化調整区域であり B 類型となっている。

表 2.3-13(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

類型	地域類型をあてはめる地域	基準値	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
AA	該当なし	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 田園住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 市街化調整区域 (臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (臨港地区及び中央区神戸空港を除く。 また、工業専用地域については内陸部に限る。)	60 デシベル以下	50 デシベル以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」

(平成 24 年 3 月 27 日神戸市告示第 694 号)

表 2.3-13(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域区分	基準値	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 2.3-13(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）に よることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

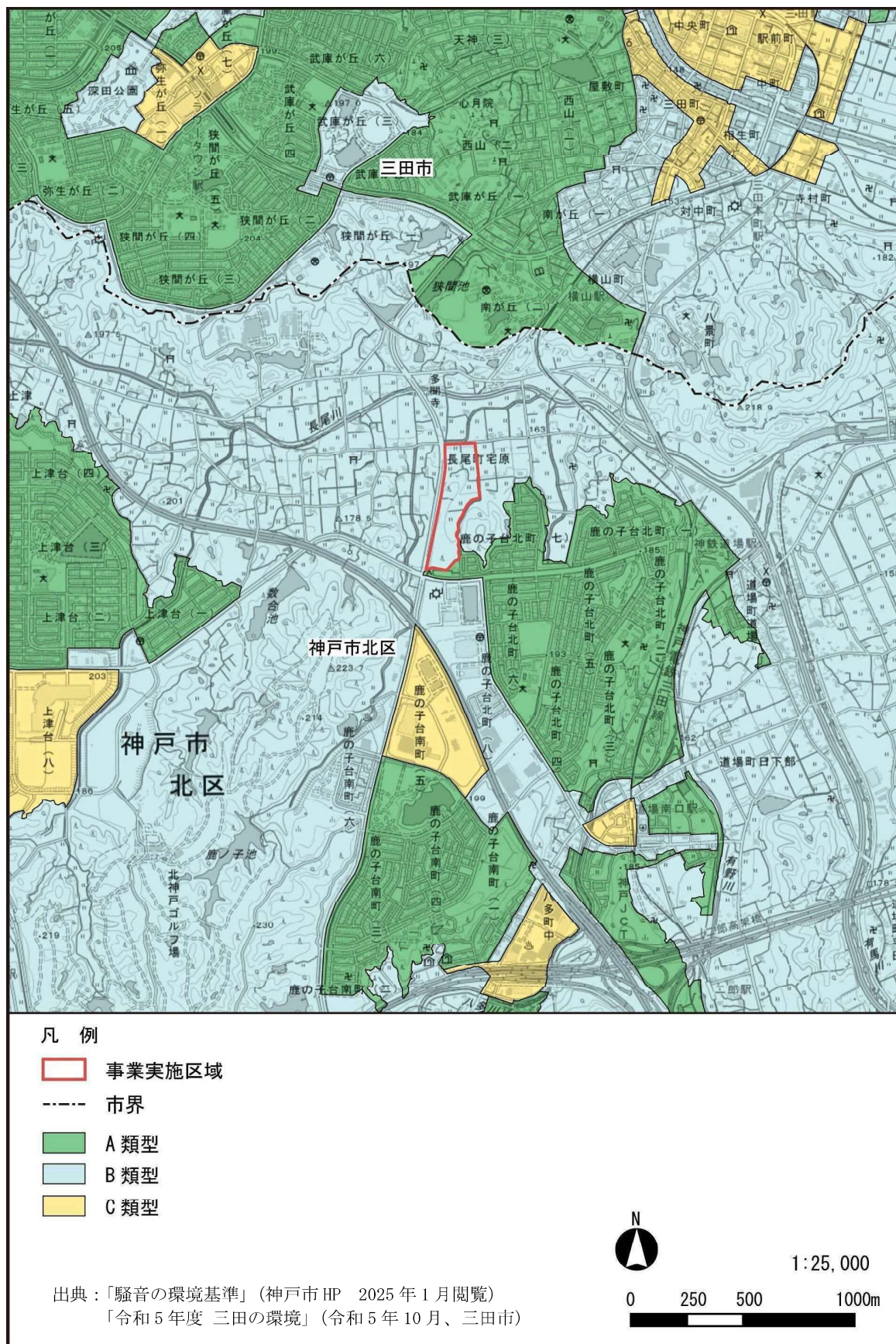


図 2.3-12 騒音に係る環境基準のタイプの指定状況

ウ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）により定められている。

(7) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、表 2.3-14 に示すとおりであり、全ての公共用水域について一律に定められている。

表 2.3-14 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（JIS K0102）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格（JIS K0102）43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

(イ) 生活の保全に関する環境基準

河川に係る生活環境の保全に関する環境基準は、表 2.3-15 に示すとおりである。

なお、事業実施区域の周囲の河川に環境基準の類型指定はないが、事業実施区域の周囲の河川が流入する武庫川には、A 類型（武庫川上流）の指定がある。

表 2.3-15(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注) 1: 自然環境保 : 自然探勝等の環境保全
 2: 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3: 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
 水産生物用
 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の
 水産生物用
 水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4: 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5: 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6: 「—」は該当なしを示す。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 2.3-15(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

(ウ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2.3-16 に示すとおりであり、全ての地下水について定められている。

表 2.3-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（JIS K0102）の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格（JIS K0102）の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（JIS K0125）の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格（JIS K0125）の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

エ. 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、表 2.3-17 に示すとおりであり、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）により定められている。

表 2.3-17 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、告示に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（JIS K0125）の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格（JIS K0125）の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注）環境基準は、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

オ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.3-18 に示すとおりであり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）により定められている。

表 2.3-18 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（告示に定められた測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を告示に定められた測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1：大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2：水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3：水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4：土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

② 規制基準等

ア. 大気汚染

(7) 施設の設置等

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）及び「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 29 日兵庫県条例第 28 号）では、工場・事業場に設置される、ばい煙・粉じん発生施設等に対して、表 2.3-19 に示す排出基準及び規制地域を定めている。

表 2.3-19 排出基準

規制物質	規制方式	規制値
硫黄酸化物	規制基準 (量規制、地域ごとの K 値規制方式)	神戸市北区：K=3.0
	総量規制（神戸市） ・総量規制基準： $Q=3.49W^{0.85}$ ・特別総量規制基準： $Q=3.49W^{0.85}+0.3\times 3.49\left((W+W_i)^{0.85}-W^{0.85}\right)$ ・燃料使用基準：0.66%以下	
ばいじん	排出基準（濃度規制、物質 種類、施設種類ごと）	0.04～0.50g/Nm ³ (特別排出基準 0.03～0.20g/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	同上	1.0mg/Nm ³
塩素及び塩化水素	同上	塩素：30mg/Nm ³ 塩化水素：80～700mg/Nm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	同上	1.0～20mg/Nm ³
水銀	同上	新設：8～100 μ g/Nm ³ 既設：10～400 μ g/Nm ³
窒素酸化物	同上	60～2,000ppm
特定粉じん（石綿）	規制基準（濃度規制）	10 本/L
ベンゼン	規制基準（濃度規制）	新設：50～600mg/Nm ³ 既設：100～1500mg/Nm ³
トリクロロエチレン	規制基準（濃度規制）	新設：150～300mg/Nm ³ 既設：300～500mg/Nm ³
テトラクロロエチレン	規制基準（濃度規制）	新設：150～300mg/Nm ³ 既設：300～500mg/Nm ³
ダイオキシン類	排出基準（濃度規制、物質 種類、施設種類ごと）	新設：0.1～5ng-TEQ/Nm ³ 既設：1～10ng-TEQ/Nm ³

出典：「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）

「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）

(イ) 自動車排出ガス

事業実施区域の位置する神戸市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）に基づく対策地域に指定されている。自動車排出ガスの排出基準は、表 2.3-20 に示すとおりである。

表 2.3-20 自動車排出ガスの排出基準

区分	車両総重量区分	基準
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM : 0.005g/km
バス・トラック等 (ディーゼル車、ガソリン車、 LPG 車)	1.7t 以下	NOx : 0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM : 0.005g/km
	1.7t 超 2.5t 以下	NOx : 0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並) PM : 0.006g/km
	2.5t 超 3.5t 以下	NOx : 5.9g/km (平成 7 年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/km
	3.5t 超	NOx : 5.9g/kWh (平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/km (平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)

出典：「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」（環境省 HP 2025 年 1 月閲覧）

イ. 騒音

(7) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）により、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び規制地域が定められている。規制基準は表 2.3-21 に、規制区域の指定状況は図 2.3-13 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、市街化調整区域であり第 2 種区域となっている。

表 2.3-21 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間 区域	朝 (6 時～8 時)	昼間 (8 時～19 時)	夕 (19 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 1. 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、北区・西区における第 1 種区域と接する準工業地域のうち、接する部分から 50m 以内 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、北区・西区における第 1 種区域又は第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域に限る）と接する工業地域のうち、接する部分から 50m 以内 第 4 種区域：工業地域、工業専用地域（内陸部に限る。） 2. 第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内の規制基準は、上記の値から 5dB 減じた値とする。				

出典：「工場・事業場に対する騒音・振動の規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

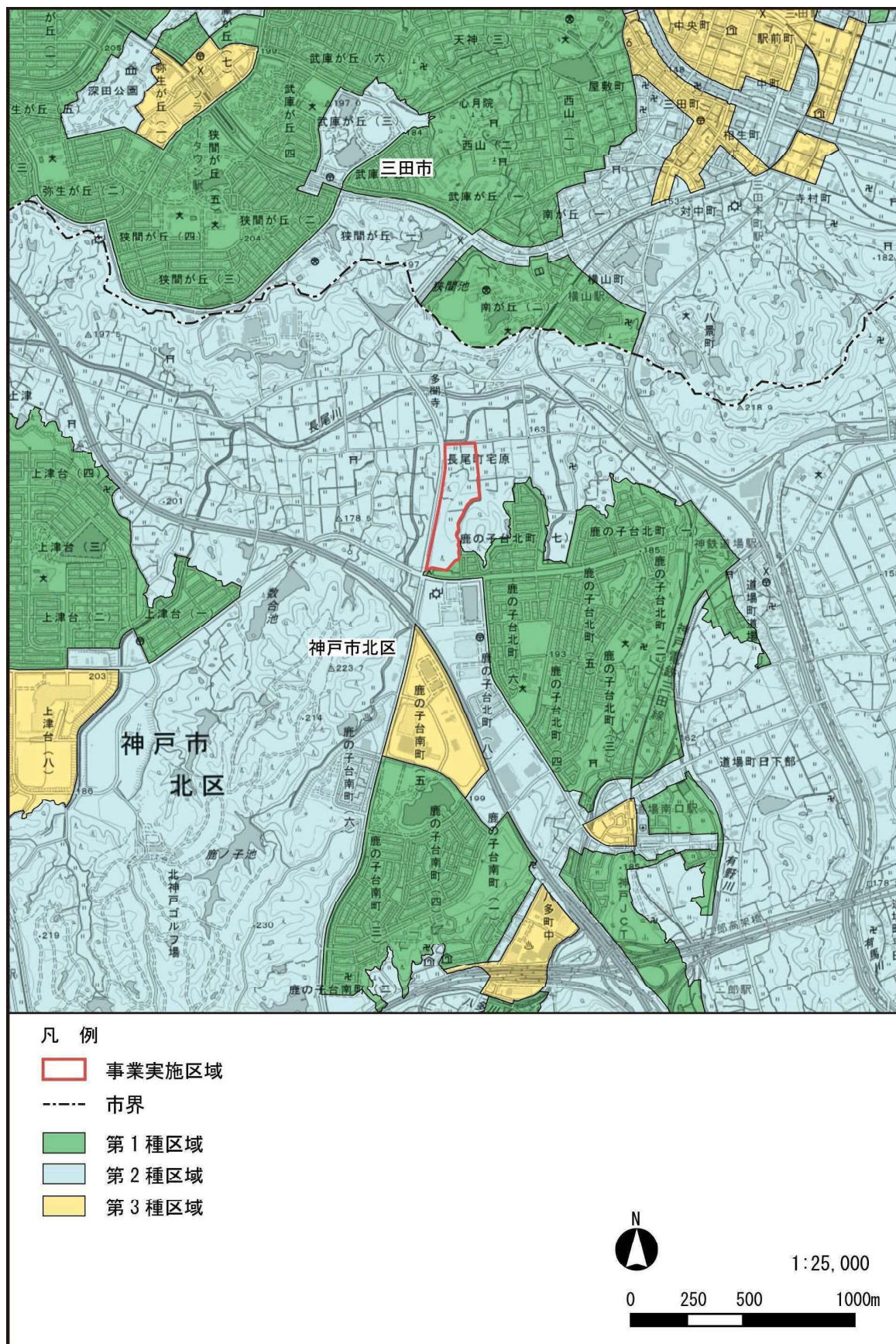


図 2.3-13 特定工場等の騒音に係る規制区域の指定状況

(イ) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）及び「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 29 日兵庫県条例第 28 号）により特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び規制地域が定められている。規制基準は表 2.3-22 に、特定建設作業の種類は表 2.3-23 に示すとおりである。

なお、事業実施区域及びその周囲は、全て区域①となっている。

表 2.3-22 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

区分	地域区分 ^{注) 1}	騒音の規制に関する基準 ^{注) 2}	適用除外 ^{注) 3}
基準値	①、②	85dB	—
作業時刻	①	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。	a、b、c、d
	②	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。	a、b、c、d
1 日当たりの作業時間	①	10 時間を超えないこと。	a、b
	②	14 時間を超えないこと。	a、b
連続作業時間	①、②	連続して 6 日を超えないこと。	a、b
作業日	①、②	日曜日その他の休日でないこと。	a、b、c、d、e

注) 1：地域区分は、以下のとおりである。

①：第 1 種区域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域）、第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、北区・西区における第 1 種区域と接する準工業地域のうち、接する部分から 50m 以内）、第 3 種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、北区・西区における第 1 種区域又は第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域に限る）と接する工業地域のうち、接する部分から 50m 以内）、第 4 種区域（工業地域、工業専用地域（内陸部に限る。)) のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内

②：第 4 種区域（工業地域、工業専用地域（内陸部に限る。)) のうち、上記の区域を除く区域

2：騒音の基準

騒音の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。

兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から 100m 以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音に関する基準が適用される。

3：適用除外

- a：災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
- b：人の生命、身体の危険防止のため必要な場合
- c：鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- d：道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- e：変電所の変更工事であって必要な場合

出典：「建設工事に対する騒音・振動の規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.3-23 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		適用法令	
		騒音規制法	兵庫県条例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 8kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
9	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	○

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日総理府令第 324 号）

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年 1 月 8 日兵庫県規則第 1 号）

(ウ) 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）により、自動車騒音の限度及び区域の区分が定められている。自動車騒音に係る要請限度は表 2.3-24 に、規制区域の指定状況は図 2.3-14 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、市街化調整区域であり b 区域となっている。

表 2.3-24 自動車騒音に係る要請限度

区域		時間	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路		65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路		70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路		75 デシベル以下	70 デシベル以下
c 区域	車線を有する道路			
幹線道路に近接する区域における特例				
備考				
a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域				
b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域（臨港地区及び中央区神戸空港を除く。）、市街化調整区域				
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域は内陸部に限る。）				

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」（平成 13 年 1 月 11 日神戸市告示第 313 号）

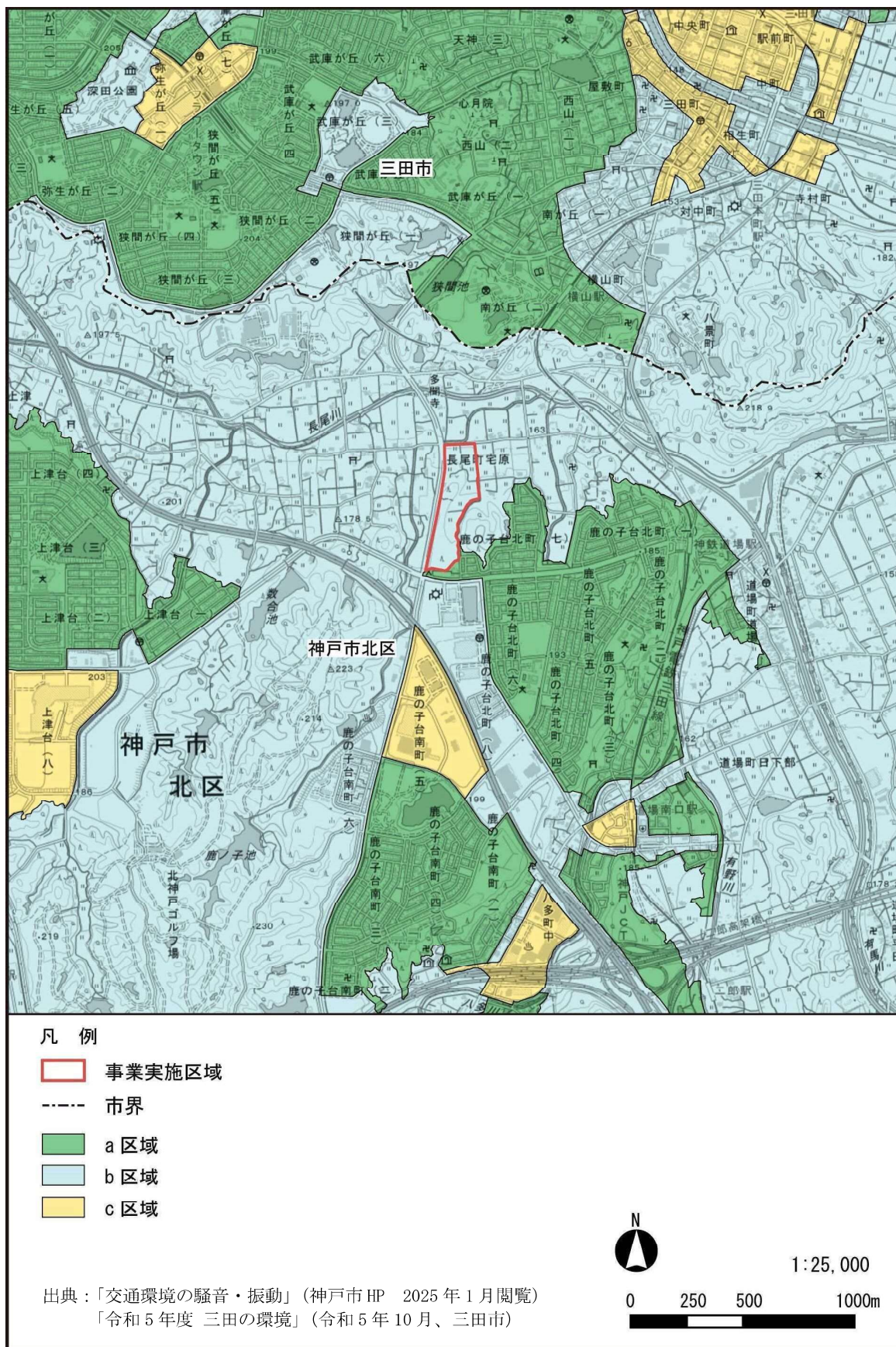


図 2.3-14 自動車騒音に係る規制区域の指定状況

ウ. 振動

(7) 特定工場の振動に係る規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準及び規制地域が定められている。規制基準は表 2.3-25 に、規制区域の指定状況は図 2.3-15 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、市街化調整区域であり第 1 種区域となっている。

表 2.3-25 特定工場において発生する振動の規制基準

時間 区域	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 1. 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街化調整区域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 第 1 種及び第 2 種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における規制基準は、上記の値から 5dB 減じた値とする。		

出典：「工場・事業場に対する騒音・振動の規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）



図 2.3-15 特定工場等の振動に係る規制区域の指定状況

(イ) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)に基づく「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)及び「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年 7 月 29 日兵庫県条例第 28 号)により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準及び規制地域が定められている。規制基準は表 2.3-26 に、特定建設作業の種類は表 2.3-27 に示すとおりである。

なお、事業実施区域及びその周囲は、全て区域①となっている。

表 2.3-26 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

区分	地域区分 ^{注) 1}	振動の規制に関する基準 ^{注) 2}	適用除外 ^{注) 3}
基準値	①、②	75dB	—
作業時刻	①	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。	a、b、c、d
	②	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。	a、b、c、d
1 日当たりの作業時間	①	10 時間を超えないこと。	a、b
	②	14 時間を超えないこと。	a、b
連続作業時間	①、②	連続して 6 日を超えないこと。	a、b
作業日	①、②	日曜日その他の休日でないこと。	a、b、c、d、e

注) 1：地域区分は、以下のとおりである。

①：第 1 種区域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域）、第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、北区・西区における第 1 種区域と接する準工業地域のうち、接する部分から 50m 以内）、第 3 種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、北区・西区における第 1 種区域又は第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域に限る）と接する工業地域のうち、接する部分から 50m 以内）、第 4 種区域（工業地域、工業専用地域（内陸部に限る。))のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内

②：第 4 種区域（工業地域、工業専用地域（内陸部に限る。))のうち、上記の区域を除く区域

2：振動の基準

振動の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。

3：適用除外

- a：災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
- b：人の生命、身体の危険防止のため必要な場合
- c：鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- d：道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- e：変電所の変更工事であって必要な場合

出典：「建設工事に対する騒音・振動の規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.3-27 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		適用法令	
		振動規制法	兵庫県条例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4	ブレーカーを（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年 1 月 8 日兵庫県規則第 1 号）

(ウ) 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づく「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）により、道路交通振動の限度及び区域の区分が定められている。

道路交通振動に係る要請限度は表 2.3-28 に、規制区域の指定状況は図 2.3-16 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、市街化調整区域であり第 1 種区域となっている。

表 2.3-28 道路交通振動に係る要請限度

時間 区域	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）



図 2.3-16 道路交通振動に係る規制区域の指定状況

エ. 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）に基づき、都道府県知事（市の区域内については市長）が「特定悪臭物質の濃度」または「臭気指数」のいずれかの方法を採用し定めるものとなっている。

事業実施区域の位置する神戸市では、臭気指数による規制を行っている。規制基準は表 2.3-29 に、規制区域の指定状況は図 2.3-17 に示すとおりである。

なお、事業実施区域は、市街化調整区域であり第 3 種区域となっている。

また、三田市では、特定悪臭物質による規制が行われており、全域が一般地域となっている。

表 2.3-29(1) 敷地境界線上の規制基準（1 号基準）

区分	地域の範囲	敷地境界線上の規制基準
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 (いずれも臨港地区を除く)	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (いずれも臨港地区を除く)	臭気指数 15
第 3 種区域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 臨港地区	臭気指数 18

出典：「工場・事業場の悪臭（臭気指数）規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.3-29(2) 気体排出口における規制基準（2 号基準）

区分	地域の範囲
排出口高さ 15m 以上	指標：臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
排出口高さ 15m 未満	指標：臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

出典：「工場・事業場の悪臭（臭気指数）規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.3-29(3) 排水水の規制基準（3 号基準）

区分	地域の範囲
第 1 種区域	臭気指数：26
第 2 種区域	臭気指数：31
第 3 種区域	臭気指数：34

出典：「工場・事業場の悪臭（臭気指数）規制について」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

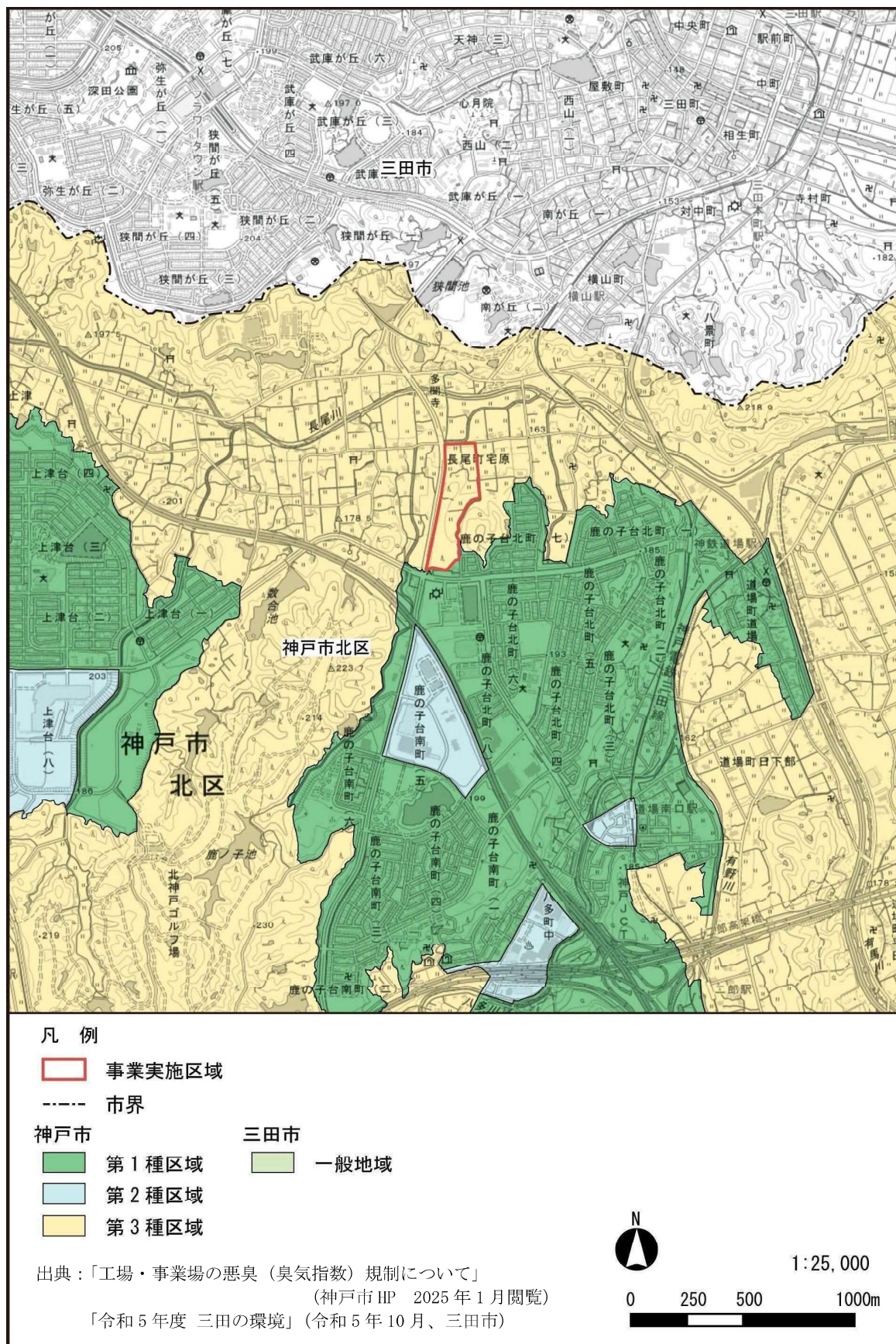


図 2.3-17 悪臭防止法による規制区域の指定状況

オ. 水質汚濁

(7) 水質汚濁防止法

工場等（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項で定める特定施設を設置する工場・事業場）から公用水域に排出される排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）に基づき、健康項目と生活環境項目について全国一律の基準が定められている。

「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準は、表 2.3-30 に示すとおりである。

また、下水道に排水を流す特定施設に対して、「下水道法」（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）及び「神戸市下水道条例」（昭和 50 年 10 月 29 日神戸市条例第 40 号）に基づき、表 2.3-31 に示す排除基準が定められている。

表 2.3-30(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（健康項目）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1.0mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1.0mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L
六価クロム化合物	0.2mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg B/L 海域 230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg F/L 海域 15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

表 2.3-30(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外 5.8 以上 8.6 以下 海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	
「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 - この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

表 2.3-31(1) 下水道法及び神戸市下水道条例に基づく排除基準（健康項目）

項目	排除基準	区域
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	流域下水道処理区
シアン化合物	0.3mg/L 以下	
有機リン化合物	0.3mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.1mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.05mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	

出典：「水質規制と届出」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.3-31(2) 下水道法及び神戸市下水道条例に基づく排除基準（生活環境項目）

項目	排除基準
フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下

出典：「水質規制と届出」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.3-31(3) 下水道法及び神戸市下水道条例に基づく排除基準
(下水処理場に負荷をかける項目)

項目		排除基準	区域
水素イオン濃度 (pH)		5 を超え 9 未満	流域下水道処理区
生物化学的酸素要求量 (BOD)		2,000 mg/L 以下	
浮遊物質 (SS)		2,000 mg/L 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	動植物油脂類含有量	150 mg/L 以下	
	鉱油類含有量	5 mg/L 以下	
窒素含有量		1,200 mg/L 以下	
リン含有量		160 mg/L 以下	

注) BOD、SS、動植物油脂類含有量は、月排水量が 500 立方メートル以下の事業場には適用されない。また、窒素含有量とリン含有量は、日排水量が 50 立方メートル未満の事業場には適用されない。

出典：「水質規制と届出」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

表 2.3-31(4) 下水道法及び神戸市下水道条例に基づく排除基準
(施設を損傷する恐れのある項目)

項目	排除基準
温度	45℃未満
沃素消費量	220mg/L 未満

出典：「水質規制と届出」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

(イ) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する兵庫県条例

事業実施区域の位置する兵庫県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）第 3 条第 3 項及び第 4 項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号）第 12 条の 2 の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年 3 月 27 日兵庫県条例第 18 号）で特定施設を設置している工場又は事業場から排出される污水に係る上乗せ排出基準を定めている。

本事業に係る上乗せ排水基準は、表 2.3-32 に示すとおりである。

表 2.3-32(1) 上乗せ排水基準（有害物質）

項目	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	1Lにつきシアン 0.7mg	1Lにつきシアン 0.3mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1Lにつき 0.7mg	1Lにつき 0.3mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.35mg (電気めっき業のみ)	1Lにつき六価クロム 0.1mg
砒素及びその化合物	—	1Lにつき砒素 0.05mg
備考		
1. この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。 2. この表に掲げる排水基準は、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）及び瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 2 の規定により水質汚濁防止法第 2 条第 3 項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）に係る排水について適用する。 3. 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものに係る排水については、当分の間、適用しない。 4. この表に掲げる排水基準は、1 の施設が特定施設又はみなし指定地域特定施設（以下「特定施設等」という。）となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。 (1) 特定施設：6 月間（当該施設が水質汚濁防止法第 12 条第 2 項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1 年間） (2) みなし指定地域特定施設：1 年間（当該施設が水質汚濁防止法第 12 条第 3 項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3 年間） 5. 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。 (1) 昭和 49 年 4 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「昭和 49 年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「政令」という。）別表第 1 に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (2) 昭和 51 年 4 月 1 日において、昭和 49 年改正政令の規定により政令別表第 1 に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (3) 昭和 63 年 4 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 51 年政令第 122 号。以下「昭和 51 年改正政令」という。）、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 54 年政令第 132 号。以下「昭和 54 年改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の規定により政令別表第 1 に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (4) 平成 3 年 11 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場 (5) 備考 4 に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場		

出典：「水質汚濁防止法等のしおり」（令和 6 年 4 月、神戸市）

表 2.3-32(2) 上乗せ排水基準（生活環境項目）

項目		単位	医療業	
			既設特定事業場	その他の特定事業場
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg/L	100（80）	25（20）
化学的酸素要求量（COD）		mg/L	100（80）	25（20）
浮遊物質（SS）		mg/L	130（100）	60（40）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/L	—	1
	動植物油脂類	mg/L	—	5
フェノール類含有量		mg/L	—	0.1
銅含有量		mg/L	—	0.5
亜鉛含有量		mg/L	—	1.5
溶解性鉄含有量		mg/L	—	2
溶解性マンガン含有量		mg/L	—	2
クロム含有量		mg/L	—	0.6
ふっ素含有量		mg/L	—	3
大腸菌群数		個/cm ³	—	(800)
備考				
1. この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 152 条第 2 項に規定する瀬戸内海の海域及びこれにその水が流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。 2. この表に掲げる排水基準は、排水量が 30 立方メートル以上である特定事業場に係る排水水について適用する。 3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、次に掲げる排水水については、適用しない。 (1) 特定事業場（下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除く。）から排出される排水水のうち海域及び湖沼に排出される排水水 4. この表に掲げる排水基準は、1 の施設が特定施設等となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排水水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。 (1) 特定施設：6 月間（当該施設が法第 12 条第 2 項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1 年間） (2) みなし指定地域特定施設：1 年間（当該施設が法第 1 2 条第 3 項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3 年間） 5. この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が 30 立方メートル以上 50 立方メートル未満である特定事業場にあっては排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が 50 立方メートル以上である特定事業場にあってはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。 6. 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。 (1) 昭和 49 年 4 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「昭和 49 年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「政令」という。）別表第 1 に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (2) 昭和 51 年 4 月 1 日において、昭和 49 年改正政令の規定により政令別表第 1 に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (3) 昭和 63 年 4 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 51 年政令第 122 号。以下「昭和 51 年改正政令」という。）、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 54 年政令第 132 号。以下「昭和 54 年改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の規定により政令別表第 1 に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場 (4) 平成 3 年 11 月 1 日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場 (5) 備考 4 に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場 7. 「排水量」とは、1 日当たりの平均的な排水水の量をいう。				

注）（ ）内の数値は、日間平均値を示す。

出典：「水質汚濁防止法等のしおり」（令和 6 年 4 月、神戸市）

カ. 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づき、特定有害物質の基準値が定められている。基準値は、表 2.3-33 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲における、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は、表 2.3-34 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、形質変更時要届出区域の指定が 2 件ある。

なお、事業実施区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

また、事業実施区域及びその周囲に、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 2.3-33 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種 特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
第三種 特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下
備考					
1.「土壌溶出量基準」とは区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものをいい、地下水等経由の摂取リスクの観点から定められている。					
2.「土壌含有量基準」とは区域の指定に係る基準のうち、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものをいい、直接摂取リスクの観点から定められている。					
3.「地下水基準」とは当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して生じる地下水の水質の汚濁に係る基準として定められている。					
4.「第二溶出量基準」とは汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壌溶出量の程度を表す指標として定められている。					

注)「—」は該当なしを示す。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）

表 2.3-34 形質変更時要届出区域の状況

No.	所在地	面積 (㎡)	対象となる特定有害物質	指定年月日
80	三田市駅前町 1003 番、1004 番、1005 番、1006 番、1007 番の各一部	8,541.965	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	平成 27 年 5 月 19 日
199	三田市駅前町 1008 番、1011 番、1012 番の各一部	804.77	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	令和 7 年 1 月 7 日

注) 令和 7 年 1 月 7 日現在

出典：「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

キ. 地盤沈下

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号）に基づき、地下水の採取の規制に関する指定地域が定められている。

なお、事業実施区域の位置する神戸市に、地下水採取規制地域の指定はない。

ク. 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 13 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）に基づき、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

ケ. 温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づき、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号）に基づき、1996 年 7 月 1 日より事業者が一定規模以上の工場・事業場の新設・増設や一定規模以上の設備の新設・増設・更新を行う場合に、温室効果ガスの排出抑制対策について、工事着工前に届出を義務づけている。

(2) 自然環境関係法令等

① 自然公園

事業実施区域及びその周囲に、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号) 及び「兵庫県立自然公園条例」(昭和 38 年 7 月 5 日兵庫県条例第 80 号) に基づく自然公園の指定はない。

② 自然環境保全地域等

事業実施区域及びその周囲に、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号) 及び「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号) に基づく自然環境保全地域等の指定はない。

③ 自然再生事業

事業実施区域及びその周囲に、「自然再生推進法」(平成 14 年 12 月 11 日法律第 148 号) に基づく自然再生事業の対象区域の指定はない。

④ 自然遺産

事業実施区域及びその周囲に、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号) に基づく自然遺産の指定はない。

⑤ 緑地保全地域等

事業実施区域及びその周囲における「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」(平成 8 年 4 月 15 日神戸市条例第 10 号) に基づく人と自然との共生ゾーンの指定状況は、図 2.3-18 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、人と自然との共生ゾーンの指定がある。

なお、事業実施区域及びその周囲に、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号)、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号)、「緑地の保全、生育及び市民利用に関する条例」(平成 3 年 4 月 1 日神戸市条例第 2 号) に基づく緑地保全地域等の指定はない。

⑥ 生息地等保護区

事業実施区域及びその周囲に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号) に基づく生息地等保護区の指定はない。

⑦ 鳥獣保護区

事業実施区域及びその周囲に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号) に基づく鳥獣保護区の指定はない。

⑧ 湿地の区域

事業実施区域及びその周囲に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号) に基づく区域の指定はない。



図 2.3-18 人と自然との共生ゾーンの指定状況

(3) 景観関係法令等

① 景観計画区域

事業実施区域の位置する神戸市では、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）に基づく「神戸市景観計画」（令和 3 年 12 月、神戸市）を策定し、神戸市全域を景観計画区域に指定している。

② 風致地区

事業実施区域及びその周囲に、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）に基づく風致地区の指定はない。

(4) 防災関係法令等

① 保安林

事業実施区域及びその周囲に、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）に基づく保安林の指定はない。

② 砂防指定地

事業実施区域及びその周囲に、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域及びその周囲に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

④ 地すべり防止区域

事業実施区域及びその周囲に、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

⑤ 土砂災害警戒区域

事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は、図 2.3-19 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、土砂災害警戒区域の指定がある。

なお、事業実施区域に土砂災害警戒区域の指定はない。

⑥ 河川区域

事業実施区域及びその周囲における「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）に基づく河川区域の指定状況は、図 2.3-20 に示すとおりである。

事業実施区域の周囲には、河川区域の指定がある。

なお、事業実施区域に河川区域の指定はない。

⑦ 山地災害危険地区

事業実施区域及びその周囲に、山地災害危険地区の指定はない。



図 2.3-19 土砂災害警戒区域の指定状況



図 2.3-20 河川区域の指定状況

2.3.9 環境保全に関する計画

(1) 第5次兵庫県環境基本計画

事業実施区域の位置する兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年7月18日兵庫県条例第28号）に基づき、平成8年に「兵庫県環境基本計画」を策定している。平成14年には、兵庫県の環境の保全と創造に関する現状と課題を踏まえ、共生と循環の環境適合型社会の実現を目標とし、環境保全及び創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定し、平成20年には「第3次兵庫県環境基本計画」、平成26年には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成31年には、地球温暖化や地球環境の持続性等の環境課題及び少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第5次兵庫県環境基本計画」の概要は、表2.3-35に示すとおりである。

表 2.3-35 第5次兵庫県環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	計画期間は、2040年頃を展望しつつ、概ね10年間（2030年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	【活動の“場”の将来像】 「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～ 「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～ 「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～ 「さと」の姿～豊かな自然環境の再生～ 【“地域力”を基盤とした活動の将来像】
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ
重点目標	当面の目標として2025年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。 【低炭素】 ①2030年度の温室効果ガス排出量26.5%削減（2013年度比） ②2030年度の再生可能エネルギーによる発電量70億kWh ③2025年度の適応策（地球温暖化による被害の軽減策）の県民への認知度50% ④2030年度までに全ての県庁舎の照明をLED化（一部特殊照明等を除く） 【自然共生】 ⑤2025年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体 ⑥2025年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減（2013年度比） ⑦2025年度の里山林整備面積33%増（2015年度比） ⑧2025年度の漁場環境改善面積5,579ha 【資源循環】 ⑨2025年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人・日 ⑩2025年度の最終処分量を一般廃棄物32%削減、産業廃棄物28%削減（2012年度比） ⑪2025年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27% （最終処分率は、ごみ排出量のうち、焼却処分や再処理を経るなど、最終的に埋立処分される量の比率で、この値が小さい程良い。） ⑫2025年度のごみ発電能力15%増（2012年度比） 【安全・快適】 ⑬河川・海域・湖沼における水環境の良さ（環境基準）100%達成 ⑭大気のかげいさ（環境基準）100%達成 ⑮2025年度の新規登録車（乗用車）のうち次世代自動車の割合48% ⑯2025年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定 【地域力】 ⑰2025年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増（2016年度比） ⑱2025年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数15%増（2016年度比） ⑲2025年度の環境保全に取り組むNPO法人数20%増（2016年度比） ⑳「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数100万件

(2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

事業実施区域の位置する兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号）に基づき、平成 8 年に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定している。平成 12 年には「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成 18 年には京都議定書目標達成計画を勘案した見直しを行い「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」、平成 26 年には「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」、平成 29 年には「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

令和 4 年には、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、国の「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて、県民・事業者・団体・行政等が一体となって取り組むことのできる県独自の取組を盛り込み、積極的な取組と削減を目指す計画として、「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定している。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要は、表 2.3-36 に示すとおりである。

表 2.3-36 兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
計画期間	計画の対象期間は、2030 年度までとする。
計画目標	【温室効果ガス削減目標】 「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030 年度 48%削減（2013 年度比）の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。 【再生可能エネルギー導入目標】 2030 年度に再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh
目標達成に向けた方針	方針 1：2050 年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減 方針 2：再生可能エネルギーの導入拡大 方針 3：地域循環共生圏の創出 方針 4：暮らしの中での省エネや資源循環 方針 5：豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 方針 6：人材育成とグリーンイノベーションへの支援
適応策推進の方針	方針 1：ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進 方針 2：県民・事業者・団体・行政等が危機感を持ち、ともに気候変動適応に取り組む 方針 3：情報基盤を整備し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

(3) 兵庫県地域公害防止計画

事業実施区域の位置する兵庫県では、昭和 47 年度に「兵庫県東部地域公害防止計画」を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開している。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成 24 年に平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「兵庫地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫地域公害防止計画」の概要は、表 2.3-37 に示すとおりである。

表 2.3-37 兵庫地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市
計画期間	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。
計画目標	環境基準の達成
主要課題	【自動車交通公害対策】 ・国道 43 号等阪神地域の主要 3 幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策 【山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策】 ・新幹線沿線における騒音対策 【海域の水質汚濁】 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 ・水質総量削減計画の推進 ・流出油等対策

(4) 神戸市環境マスタープラン

事業実施区域の位置する神戸市では、「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、平成 8 年に「神戸市環境保全基本計画」を策定し、平成 14 年には平成 22 年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定、平成 23 年には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等 5 つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の 3 つの視点から、それらを活かした 9 つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定し、平成 28 年に「神戸市環境マスタープラン」として改定している。

「神戸市環境マスタープラン」の概要は、表 2.3-38 に示すとおりである。

表 2.3-38 神戸市環境マスタープランの概要

項目	概要
計画期間	平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。
計画の 主な内容	望ましい環境像：自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸 【4 つの基本方針】 ・二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します。 ・資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します。 ・生物が多様で自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します。 ・安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します。
基本目標	【低炭素】 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進します。 ・森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上させます。 ・「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着するように働きかけます。 ・「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進します。 ・地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進します。 ・都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進します。 ・「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援します。また省エネルギー技術等の事業者への普及を推進します。 【循環型】 ・神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進します。 ・「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進します。 ・むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立（2R [リデュース・リユース] の推進）します。また、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールを徹底を推進します。 ・エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進します。 ・産業廃棄物の 3R の推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保します。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努めます。 【自然共生】 ・生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てます。 ・都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広めます。 ・神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成します。 ・神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進めます。 【安全快適】 ・環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進めます。 ・神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広めます。 ・快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくりをします。 ・環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習を推進します。 ・環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的な取り組みを進めます。さらに、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進します。 ・自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努めます。

(5) 生物多様性神戸プラン

事業実施区域の位置する神戸市では、平成 20 年に制定された生物多様性基本法第 13 条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成 23 年に「生物多様性神戸プラン 2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取り組みを進めている。

本プランが策定後、5 年を経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、平成 28 年に本プランを改定している。

「生物多様性神戸プラン」の概要は、表 2.3-39 に示すとおりである。

表 2.3-39 生物多様性神戸プランの概要

項目	概要
目標年次	平成 37 年度（2025 年度）とし、平成 32 年度（2020 年度）を中間目標年次とします。ただし、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の長期目標（2050 年）を考慮し、より長期を展望します。
目指すべき将来像	多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”
基本戦略	【場をまもる・つくる】 ・多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを享受することができる場の保全・創出 【人をそだてる】 ・「自然の恵み」の源となる生物多様性の大切さに「気づき」、「行動」できるひと、それを伝えることのできるひとづくり 【活動をつなぐ・ひろげる】 ・各主体間（市民、市民団体、事業者、行政など）の連携による、地域の生物多様性を守る取り組みの推進とそれを支える制度・仕組みの構築 【恵みを持続的に活用する】 ・自然の恵みの持続的な利用に貢献する社会経済活動の推進 【情報をあつめる・つたえる・見せる】 ・生物多様性に関する情報の収集、分かりやすい発信
リーディングプロジェクト	・外来種から水辺の在来種をまもる～市民と取り組むアカミミガメの防除作戦 ・いきものとの共生関係を緑で築く～「生物多様性保全プロジェクト」キーナの森の整備 ・失われつつある希少種の生息・生育環境をみんなでまもる～土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全 ・豊かな農地をまもる～生物多様性と農業の共存共栄 ・すべての市民に最初の一步を促す～生物多様性に関する啓発の推進 ・情報を集め、発信する～生物多様性保全に役立つデータベースの整備と活用

(6) 神戸市地球温暖化防止実行計画

事業実施区域の位置する神戸市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づき、神戸市域全体及び神戸市役所の事務事業における地球温暖化対策を推進するために、平成 23 年に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成 27 年に改定している。

令和 5 年には、気候変動や 2050 年カーボンニュートラルへの動向を踏まえて、「神戸市地球温暖化防止実行計画－KOBÉ ゼロカーボン・チャレンジプランナー」を策定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要は、表 2.3-40 に示すとおりである。

表 2.3-40 神戸市地球温暖化防止実行計画の概要

項目	概要
計画期間	計画の対象期間は、2022 年～2030 年度
計画目標	神戸市域全体の温室効果ガス排出量を約 60%削減（2013 年度比）
取組	【カーボンニュートラルを実現するための市域全体の施策】 施策 1：脱炭素型ライフスタイルへの転換 施策 2：水素エネルギーの利用促進 施策 3：電動車の普及促進 施策 4：再生可能エネルギーの拡大 施策 5：産業の脱炭素化の促進 施策 6：二酸化炭素の吸収・固定 【気候変動の影響に対する施策】

(7) 神戸市都市景観形成基本計画

事業実施区域の位置する神戸市では、「神戸市都市景観条例」に基づき、昭和 57 年に「神戸市都市景観形成基本計画」を策定している。

本計画は、令和 3 年に社会情勢の変化と神戸市の景観行政の変遷をふまえて、あらためて当初基本計画を「神戸市都市景観形成基本計画～神戸らしい都市景観の形成をめざして～」として更新したものである。

「神戸市都市景観形成基本計画」の概要は、表 2.3-41 に示すとおりである。

表 2.3-41 神戸市都市景観形成基本計画の概要

項目	概要
基本目標	・神戸らしい都市空間の発掘・創造 ・生活環境の質的向上 ・持続可能な都市環境の形成 ・景観資源の発掘と保全・活用 ・市民文化の創造
基本姿勢	・景観形成の対象となる都市空間の領域 公的領域、私的領域、境界領域の 3 つの領域に区分 ・まもる・そだてる・つくる まもる（保全）、そだてる（育成）、つくる（創造）の三つの視点を前提とする。 ・多様な主体による多面的な景観形成 住民、事業者と行政、各分野の専門家のみならず、NPO やボランティアなどを含む多様な個人や組織が連携する協働の取り組みにより実現する。

2.4 環境の状況

2.4.1 大気質

(1) 大気汚染常時監視測定局の状況

事業実施区域の周囲の大気汚染常時監視測定局としては、一般環境大気測定局の北神八多及び三田市役所がある。(令和2年度までは、自動車排出ガス測定局の北神があった。)

各測定局の測定項目は表 2.4-1 に、位置は図 2.4-1 に示すとおりである。

表 2.4-1 大気汚染常時監視測定局の測定項目

区分	測定局	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素
自動車排出ガス測定局	北神	神戸市北区八多町中 [東川原公園内]	—	○	○	○	○	○	—
一般環境大気測定局	北神八多		—	○	○	○	○	○	—
	三田市役所	三田市三輪2丁目1-1	—	○	○	—	○	○	—

注) 北神八多は、令和2年度までは、自動車排出ガス測定局の北神として測定が行われていた。

出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市HP 2025年1月閲覧)

「大気・水質等常時監視結果(令和5年度)」(令和6年7月、兵庫県)



図 2.4-1 大気測定局の位置

(2) 二酸化窒素

北神八多(北神)及び三田市役所における二酸化窒素の経年変化は、表 2.4-2 及び図 2.4-2 に示すとおりである。

測定結果は、各測定局の各年度ともに環境基準を達成している。また、日平均値の年間 98% 値は、各測定局ともにほぼ横ばいで推移している。

表 2.4-2 二酸化窒素の経年変化

測定局	年度	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準 の達成状況
		(ppm)	(ppm)	
北神	令和元年度	0.012	0.022	達成
	令和2年度	0.011	0.023	達成
北神八多	令和3年度	0.010	0.021	達成
	令和4年度	0.010	0.019	達成
	令和5年度	0.009	0.017	達成
三田市役所	令和元年度	0.008	0.019	達成
	令和2年度	0.008	0.021	達成
	令和3年度	0.008	0.021	達成
	令和4年度	0.007	0.018	達成
	令和5年度	0.006	0.014	達成

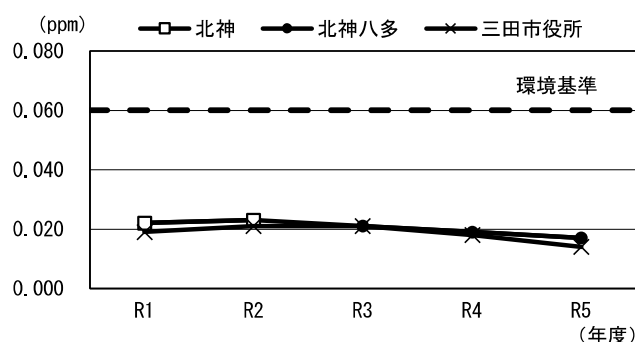
注) 1: 環境基準: 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。

2: 環境基準の評価:

(長期的評価) 年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが、0.06ppm 以下であること。

出典: 「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「大気環境測定結果」(兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧)



出典: 「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「大気環境測定結果」(兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧)

図 2.4-2 二酸化窒素(日平均値の年間 98% 値)の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質

北神八多（北神）及び三田市役所における浮遊粒子状物質の経年変化は、表 2.4-3 及び図 2.4-3 に示すとおりである。

測定結果は、令和元年度の北神の短期的評価が環境基準を達成していないが、それ以外は、各測定局の各年度ともに環境基準を達成している。また、日平均値の 2%除外値は、各測定局ともに令和 3 年度に減少し、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

表 2.4-3 浮遊粒子状物質の経年変化

測定局	年度	短期的評価			長期的評価			
		日平均値の 最高値	1 時間値の 最高値	環境基準の 達成状況	年平均値	日平均値の 2%除外値	日平均値 が 10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	環境基準の 達成状況
		(mg/m ³)	(mg/m ³)		(mg/m ³)	(mg/m ³)		
北神	令和元年度	0.082	0.218	非達成	0.013	0.044	無	達成
	令和2年度	0.067	0.134	達成	0.012	0.039	無	達成
北神八多	令和3年度	0.031	0.133	達成	0.011	0.027	無	達成
	令和4年度	0.061	0.108	達成	0.014	0.028	無	達成
	令和5年度	0.047	0.106	達成	0.014	0.031	無	達成
三田市役所	令和元年度	0.056	0.108	達成	0.014	0.039	無	達成
	令和2年度	0.066	0.127	達成	0.014	0.037	無	達成
	令和3年度	0.037	0.100	達成	0.013	0.026	無	達成
	令和4年度	0.058	0.096	達成	0.014	0.028	無	達成
	令和5年度	0.045	0.095	達成	0.014	0.033	無	達成

注) 1：環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

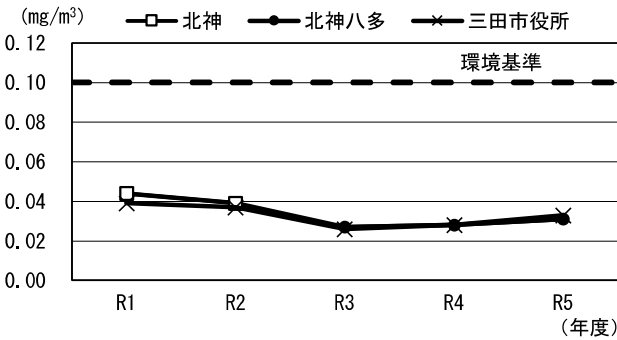
2：環境基準の評価：

(短期的評価) 環境基準に同じ。

(長期的評価) 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「大気環境測定結果」(兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧)



出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「大気環境測定結果」(兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧)

図 2.4-3 浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）の経年変化

(4) 一酸化炭素

北神八多（北神）における一酸化炭素の経年変化は、表 2.4-4 及び図 2.4-4 に示すとおりである。

測定結果は、各年度ともに環境基準を達成している。また、日平均値の 2%除外値は、ほぼ横ばいで推移している。

表 2.4-4 一酸化炭素の経年変化

測定局	年度	年平均値	短期的評価				長期的評価		
			日平均値の 最高値	8 時間値が 20ppm を超え た回数とその 割合		環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	日平均値 が 10ppm を超えた 日が 2 日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 達成状況
		(ppm)	(ppm)	(回)	(%)		(ppm)		
北神	令和元年度	0.3	0.7	0	0	達成	0.6	無	達成
	令和2年度	0.3	0.7	0	0	達成	0.6	無	達成
北神八多	令和3年度	0.4	0.7	0	0	達成	0.6	無	達成
	令和4年度	0.3	0.6	0	0	達成	0.6	無	達成
	令和5年度	0.2	0.5	0	0	達成	0.4	無	達成

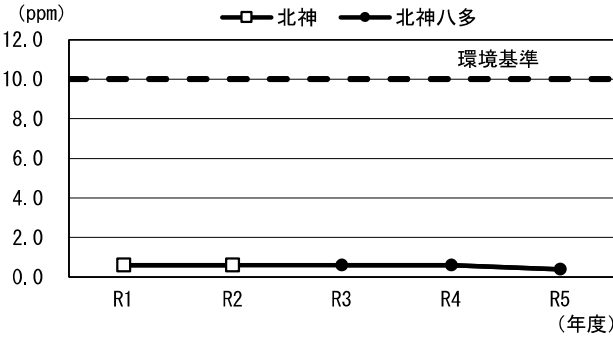
注) 1：環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

2：環境基準の評価：

(短期的評価) 環境基準に同じ。

(長期的評価) 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)



出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

図 2.4-4 一酸化炭素（日平均値の 2%除外値）の経年変化

(5) 光化学オキシダント

北神八多（北神）及び三田市役所における光化学オキシダントの経年変化は、表 2.4-5 及び図 2.4-5 に示すとおりである。

測定結果は、各測定局の各年度ともに環境基準を達成していない。また、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は、北神八多（北神）が 51～66 日、三田市役所が 51～68 日となっている。

表 2.4-5 光化学オキシダントの経年変化

測定局	年度	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数	環境基準の 達成状況	昼間の 1 時間値の 年平均値
		(ppm)	(日)		(ppm)
北神	令和元年度	0.114	59	非達成	0.032
	令和2年度	0.108	51	非達成	0.031
北神八多	令和3年度	0.100	59	非達成	0.032
	令和4年度	0.106	66	非達成	0.031
	令和5年度	0.102	52	非達成	0.031
三田市役所	令和元年度	0.119	58	非達成	0.032
	令和2年度	0.103	51	非達成	0.032
	令和3年度	0.114	56	非達成	0.032
	令和4年度	0.107	59	非達成	0.033
	令和5年度	0.113	68	非達成	0.033

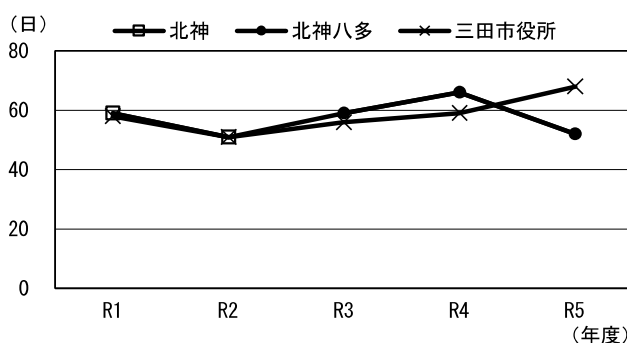
注) 1：環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

2：環境基準の評価：

(短期的評価) 環境基準に同じ。

出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「大気環境測定結果」(兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧)



出典：「環境常時監視の測定結果」(神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧)

「大気環境測定結果」(兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧)

図 2.4-5 光化学オキシダント（昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数）の経年変化

(6) 微小粒子状物質

北神八多（北神）及び三田市役所における微小粒子状物質の経年変化は、表 2.4-6 及び図 2.4-6 に示すとおりである。

測定結果は、各測定局の各年度ともに環境基準を達成している。また、日平均値の年間 98% 値は、各測定局ともに令和 2 年度に増加したが、令和 3 年度に減少し、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

表 2.4-6 微小粒子状物質の経年変化

測定局	年度	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準の 達成状況
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
北神	令和元年度	11.0	24.0	達成
	令和 2 年度	10.5	27.3	達成
北神八多	令和 3 年度	9.5	20.2	達成
	令和 4 年度	9.7	19.7	達成
	令和 5 年度	10.9	22.2	達成
三田市役所	令和元年度	6.7	18.5	達成
	令和 2 年度	7.2	23.4	達成
	令和 3 年度	6.2	15.7	達成
	令和 4 年度	6.7	16.6	達成
	令和 5 年度	5.3	15.0	達成

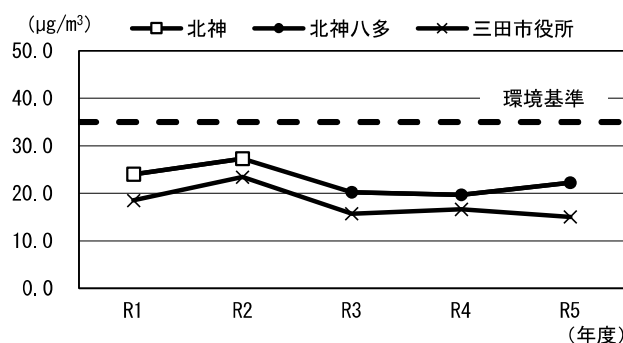
注) 1：環境基準：1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2：環境基準の評価：

（長期的評価）1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「環境常時監視の測定結果」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「大気環境測定結果」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）



出典：「環境常時監視の測定結果」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

「大気環境測定結果」（兵庫県 HP 2025 年 1 月閲覧）

図 2.4-6 微小粒子状物質（日平均値の年間 98% 値）の経年変化

(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質等（環境基準が定められている物質）の測定結果は表 2.4-7 に、測定地点は前掲図 2.4-1 に示すとおりである。

三田市役所における令和 5 年度の測定結果は、全ての物質で環境基準を達成している。

表 2.4-7 有害大気汚染物質の測定結果（令和 5 年度）

測定局	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	環境基準の 達成状況
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
三田市役所	0.68	0.027	0.095	1.2	達成

注) 1：値は、年平均値である。

2：環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン： $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

トリクロロエチレン： $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

テトラクロロエチレン： $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ジクロロメタン： $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和 5 年度）」（令和 6 年 7 月、兵庫県）

2.4.2 騒音

(1) 環境騒音

事業実施区域及びその周囲において、環境騒音の状況について公表された測定結果はない。

(2) 自動車騒音

事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の測定結果は表 2.4-8 に、測定地点は図 2.4-7 に示すとおりである。

令和4年度の測定結果は、各地点ともに環境基準を達成している。

表 2.4-8 自動車騒音測定結果（令和4年度）

対象道路	測定地点	地域 類型	区域 区分	近接 空間	騒音レベル[L _{Aeq}] (dB)		環境基準 (dB)		要請限度 (dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
国道 176 号	北区 道場町道場	B	b	○	67	62	70 以下	65 以下	75 以下	70 以下
市道長尾線	北区 長尾町上津	A	a	○	64	54				

注) 昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までである。

出典：「交通騒音・振動調査報告書（2022年度）」（2023年9月、神戸市）

2.4.3 振動

(1) 環境振動

事業実施区域及びその周囲において、環境振動の状況について公表された測定結果はない。

(2) 道路交通振動

事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の測定は行われていない。

2.4.4 悪臭

事業実施区域及びその周囲において、悪臭の状況について公表された測定結果はない。



図 2.4-7 自動車騒音・振動測定地点

2.4.5 水質

(1) 河川の水質

対象事業実施区域の周囲における河川の水質調査結果は表 2.4-9 に、測定地点は図 2.4-8 に示すとおりである。

なお、事業実施区域の周囲の水質調査河川に環境基準の類型指定はないが、参考として水質調査河川が流入する武庫川上流（A 類型）との比較を記載した。

令和 5 年度の調査結果では、生活環境項目は、有馬川月見橋、有野川流末及び八多川才谷橋の pH が環境基準に適合していない。

健康項目は、全地点ともに測定項目の全てで環境基準に適合している。

表 2.4-9(1) 河川の水質調査結果[生活環境項目]（令和 5 年度）

水域		有馬川	有野川	八多川	環境基準 (参考：A 類型)
調査地点		月見橋	流末	才谷橋	
環境基準類型		指定なし	指定なし	指定なし	
水素イオン濃度 (pH)	平均値	8.4	8.6	8.5	6.5 以上 8.5 以下
	最小値	7.9	8.4	8.3	
	最大値	8.7	8.8	8.8	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	平均値	1.1	1.1	1.1	2 以下
	最小値	0.8	0.9	0.7	
	最大値	1.9	1.2	1.3	
浮遊物質 (SS) (mg/L)	平均値	2	2	2	25 以下
	最小値	<1	1	1	
	最大値	4	3	6	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	平均値	12	12	12	7.5 以上
	最小値	9.3	9.7	9.7	
	最大値	14	14	14	
大腸菌数 (CFU/100mL)	平均値	73	80	62	300 以下
	最小値	10	17	17	
	最大値	140	150	90	
全窒素 (mg/L)	平均値	0.31	0.32	0.39	—
	最小値	0.15	0.16	0.19	
	最大値	0.50	0.57	0.50	
全リン (mg/L)	平均値	0.038	0.036	0.061	—
	最小値	0.012	0.010	0.015	
	最大値	0.069	0.064	0.10	
全亜鉛 (mg/L)	平均値	0.003	0.002	0.002	—
	最小値	0.002	0.001	<0.001	
	最大値	0.003	0.002	0.003	
ノニルフェノール (mg/L)	平均値	—	—	—	—
	最小値	—	—	—	
	最大値	—	—	—	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)	平均値	—	—	—	—
	最小値	—	—	—	
	最大値	—	—	—	

注) 1：「<」は定量限界未満であることを、「—」は測定されていないことを示す。

2：網掛けは、環境基準（参考）に適合していないことを示す。

出典：「公共用水域の常時監視」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

表 2.4-9(2) 河川の水質調査結果[健康項目] (令和5年度)

水域	有馬川	有野川	八多川	環境基準
調査地点	月見橋	流末	才谷橋	
カドミウム (mg/L)	<0.0003	—	—	0.003 以下
全シアン (mg/L)	ND	—	—	検出されないこと
鉛 (mg/L)	<0.005	—	—	0.01 以下
六価クロム (mg/L)	<0.01	—	—	0.02 以下
砒素 (mg/L)	0.003	—	—	0.01 以下
総水銀 (mg/L)	<0.0005	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)	ND	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレ (mg/L)	<0.004	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	—	—	0.002 以下
チウラム (mg/L)	<0.0006	—	—	0.006 以下
シマジン (mg/L)	<0.0003	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	—	—	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)	<0.001	—	—	0.01 以下
セレン (mg/L)	<0.002	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.14	0.15	0.05	10 以下
ふっ素 (mg/L)	0.39	—	—	0.8 以下
ほう素 (mg/L)	0.15	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	—	—	0.05 以下

注)「<」及び「ND」は定量限界未満であること、「—」は測定されていないことを示す。

出典:「公共用水域の常時監視」(神戸市 HP 2025年1月閲覧)



図 2.4-8 河川の水質調査地点

(2) 地下水

事業実施区域の周囲における地下水の調査結果は、表 2.4-10 に示すとおりである。
令和 5 年度の調査結果では、両地点ともに測定項目の全てで、環境基準に適合していない。

表 2.4-10 地下水調査結果（令和 5 年度）

調査区分	調査地点	区分	用途	調査項目	調査結果	環境基準
継続監視	北区道場町塩田	深井戸	雑用水	砒素 (mg/L)	0.022	0.01 以下
				ふっ素 (mg/L)	3.60	0.8 以下
				ほう素 (mg/L)	1.50	1 以下
	北区上津台	深井戸	専用水道	ふっ素 (mg/L)	1.80	0.8 以下

注) 網掛けは、環境基準に適合していないことを示す。

出典：「地下水の常時監視」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

(3) 底質

事業実施区域及びその周囲において、底質の調査は行われていない。

2.4.6 ダイオキシン類

(1) 大気質

大気質に係るダイオキシン類の測定結果は表 2.4-11 に、測定地点は前掲図 2.4-1 に示すとおりである。

三田市役所における平成 24 年度の測定結果は、環境基準を達成している。

表 2.4-11 ダイオキシン類の測定結果（平成 24 年度）

測定局	年平均値	環境基準の評価 ○：達成 ×：非達成
	(pg-TEQ/m ³)	
三田市役所	0.012	○

注) 環境基準：年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和 5 年度）」（令和 6 年 7 月、兵庫県）

(2) 水質・底質

事業実施区域及びその周囲において、水質・底質に係るダイオキシン類の調査は行われていない。

(3) 水質（地下水）

事業実施区域及びその周囲において、水質（地下水）に係るダイオキシン類の調査は行われていない。

(4) 土壌

事業実施区域及びその周囲において、土壌に係るダイオキシン類の調査は行われていない。

2.4.7 温室効果ガス

事業実施区域の位置する神戸市域における温室効果ガス排出量は、表 2.4-12 に示すとおりである。

2022 年度の温室効果ガス排出量は、8,599 千トン-CO₂ であり、2013 年度（基準年度）から 30.6%減少している。

表 2.4-12 神戸市域における温室効果ガス排出量（2022 年度）

（単位：千トン-CO₂）

区分			2013 年度実績 (基準年度)	2021 年度実績 (2013 年度比) A	2022 年度実績 (2013 年度比) B	B-A (前年度比)
一 酸 化 炭 素	産業	産業部門 (製造業、建設業、農林水産業等)	5,194	2,041 (-60.7%)	2,495 (-52.0%)	454 (+22.2%)
	業務	業務部門 (事務所、店舗、銀行、病院、 ホテル等)	2,345	1,502 (-35.9%)	1,774 (-24.4%)	272 (+18.1%)
	家庭	家庭部門 (家庭での電気・ガス・灯油の 消費)	2,078	1,524 (-26.6%)	1,640 (-21.1%)	116 (+7.6%)
	運輸	運輸部門 (自動車、船舶、鉄道、航空)	1,992	1,679 (-15.7%)	1,756 (-11.8%)	77 (+4.6%)
	廃棄物	廃棄物部門 (プラスチック類、廃油の焼却)	266	277 (+4.2%)	302 (-13.3%)	24 (+8.7%)
その他ガス (メタン・一酸化二窒素・代替フロン等 4 ガス)			518	717 (+38.5%)	632 (+22.2%)	-85 (-11.8%)
合計			12,392	7,741 (-37.5%)	8,599 (-30.6%)	858 (+11.1%)

出典：「2022 年度の温室効果ガス排出量」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）

2.4.8 公害苦情の発生状況

事業実施区域が位置する神戸市北区における公害苦情件数は、表 2.4-13 に示すとおりである。

令和 5 年度の公害苦情件数は 38 件であり、騒音及び悪臭の件数が多くなっている。

表 2.4-13 神戸市北区における公害苦情件数（令和 5 年度）

種類	公害苦情件数
大気汚染	1
水質汚濁	8
土壌汚染	0
騒音	15
振動	0
地盤沈下	0
悪臭	14
その他	0
合計	38

出典：「2023 年度 神戸市の大気質・水質・騒音・
公害苦情処理等の状況」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧）